

《研究ノート》

情報公開—1999年

右 崎 正 博

はじめに

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）が成立した1999年は、日本の「情報公開元年」として位置づけることができよう。確かに、自治体レベルでは国に大きく先行して情報公開への取組みがなされ、80年代初頭から10数年にわたってすでに多くの経験と成果を蓄積してきていたが、同時に、その情報公開制度の運用を通して顕在化してきた課題も少なからずあった。そして、情報公開法制定をめぐる議論のなかで、自治体での経験と成果、諸課題が発展的に生かされた点も多い。その結果、情報公開法の成立と前後して、この法律の水準に合わせて、新たに条例を制定し、あるいは、従来の条例の見直しを図る動きが各地で活発化している。その意味で、情報公開法の成立が日本の情報公開法制のあり方に対して与えたインパクトは大きく、同法の成立を改めて日本における情報公開の出発点と位置づけることも許されるであろう。

本研究ノートは、情報公開法の成立を契機として、1999年の情報公開に関する立法・行政・司法の各領域における展開をフォローすることを目的とした情報公開の年間回顧である。

I 立法的展開

1 情報公開法の成立

(1) 法律制定の背景と審議経過

1999年5月7日に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）が衆議院本会議において全会一致で可決成立、14日に法律第42号として公布された¹⁾。この法律は、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」（附則2項）とされ、2001年4月からの施行がめざされることになった。

情報公開法制定に至る背景と経過は、略述すれば、次のようなものである²⁾。1966年アメリカ情報自由法は、「利害関係者」に対して「利害関係情報」だけを開示することを認めた1946年行政手続法の枠組みを根本的に転換させて、「何人」に対しても政府が保有する原則として「すべての情報」の開示を請求する「権利」を認め、逆に連邦行政機関に対しては請求に応じて情報を開示すべき「義務」を課したものとして、日本でも注目を集めた³⁾。その後、1972年の外務省沖縄密約電文漏洩事件および74年の田中金脈事件、76年のロッキード事件などを契機として、国民の「知る権利」に応え、国民の監視と参加によって「開かれた政府」を実現するために情報公開法が必要なことが指摘された⁴⁾。しかし、具体的な立法の提案は、サリドマイド訴訟の経験をふまえて社団法人「自

1) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（法律42号）および「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（法律43号）、1999年5月14日付け「官報」号外第90号。

2) 以下の記述については、右崎正博「情報公開法制定の背景と経過」法律時報71巻8号4頁以下を基にしている。

3) 奥平康弘「アメリカの『情報の自由にかんする法律』」法律時報44巻7号61頁による紹介が、最初のものである。

4) 例えば、「特集／報道の自由と国家秘密」法律時報43巻11号、「特集／国民の『知る権利』」法律時報44巻7号、「特集／知る権利と報道の自由」ジャーリスト507号など。

由人権協会」によって79年9月に公表された「情報公開法要綱」⁵⁾が最初のものである。翌80年3月には、同協会、日本消費者連盟、主婦連、研究者やジャーナリストなどからなる「情報公開法を求める市民運動」が発足し、全国各地の情報非公開事例の分析をもとに、81年1月に「私たちは、知る権利を具体的に保障する制度が人権と民主主義に不可欠であることを確信し、すべての公的情報を自由に請求し利用する権利をもつ」とした「情報公開権利宣言」を発するとともに、「情報公開八原則」を提案した⁶⁾。

このような市民の動きに敏感に反応し、それを支えたのは、野党各党、自治体、そして自由人権協会や日本弁護士連合会などの法曹団体であった。野党側からは、1980年5月に民社党が「公文書公開法案」を国会に提出したのをはじめ、93年6月の参院野党6会派による「行政情報公開法案」、97年6月から10月にかけての新進、民主、共産の各党案まで、10を超える法律案が国会に提出された⁷⁾。自治体においては82年4月に山形県金山町が「公文書公開条例」を施行したのをはじめ、83年4月に神奈川県が「公文書公開条例」を、6月に埼玉県が「行政情報公開条例」を相次いで施行し、それ以後、情報公開条例は全国に普及して17年を経た99年4月1日までに、全都道府県を含む894自治体が情報公開条例をもつて至っている⁸⁾。また、自由人権協会はその後も、「情報公開モデル条例案」(81年5月)、「情報公開法モデル案」(88年11月)、「行政情報公

-
- 5) 自由人権協会『国民の知る権利の確立をめざして——情報公開法要綱とその解説』(1979年9月) 10頁以下。
 - 6) この「情報公開権利宣言」および「情報公開八原則」については、情報公開法を求める市民運動『情報公開』5号(後に、情報公開を求める市民運動『情報公開法——市民立法の歩み(上)』に採録)。また、秋山幹男「情報公開をめぐる市民運動」ジャーリスト742号78頁も参照。
 - 7) 現在までのところ、これら諸法案を網羅的に集成した資料はない。自由人権協会編『情報公開条例の運用と実務(下)』(1997年、信山社) 73頁以下、同『情報公開条例の運用と実務(下)〔新版〕』(1998年、信山社) 97頁以下などに部分的に採録されている。
 - 8) 自治省行政局行政課「情報公開条例(要綱等)の制定状況調査の結果について」(1999年7月16日)。ほかに14団体が要綱等を定めている。

開法モデル大綱」（95年12月）⁹⁾を公表して市民の運動を支え、日弁連も「情報公開法大綱」（94年7月）、「情報公開法試案」（97年3月）を公表し¹⁰⁾、各地の弁護士会や市民オンブズマンにも同様の取組みが多く見られた。

これに対して、政府・与党の情報公開への反応は鈍かった。1980年5月27日に「情報提供に関する改善措置について」の閣議了解によって着手し、その後91年12月に、各省庁の文書担当課長等によって構成される情報公開問題に関する連絡会議が、国民から公開要求があった場合に各行政機関が公開の可否を判断する基準として「行政情報公開基準について」申し合わせを定めた¹¹⁾。しかし、これらによる情報の公開は、あくまで行政運営上の措置にとどまり、国民に開示請求を「権利」として認める視点はなかった。また、81年に設置された第2次臨時行政調査会でも情報公開の課題が取り上げられ、83年3月の最終答申で「行政の効率性と信頼性を高め」、「より一層公正で民主的な行政運営を実現し、行政に対する国民の信頼を確保するという観点」から、「積極的かつ前向きに検討すべき課題である」とされたが、同時に「関連諸制度との調整、制度の実効性や費用対効果の問題及び制度実施に伴うデメリット等の諸点について考慮する必要がある」とされた¹²⁾。その後、総務庁行政管理局に設けられた「情報公開問題研究会」でも議論されたが、90年3月の「情報公開制度に関する主要検討課題についての中間的整理」では、課題のみが列挙されて制度化は先送りにされた¹³⁾。

取組みが遅れていた状況に大きな転換をもたらしたのは、1993年8月の細川

9) 「情報公開モデル条例案」は、自由人権協会『住民の知る権利の確立をめざして——情報公開モデル条例案とその解説』（1981年5月）9頁、「情報公開法モデル案」は、同『情報公開法をつくろう』（1990年、花伝社）176頁、「行政情報公開法モデル大綱」は、同書新版・前掲注(7)89頁に採録。

10) 日本弁護士連合会「情報公開法大綱」（94年7月）自由と正義46巻5号96頁、同「情報公開法試案」（97年3月）自由と正義48巻5号167頁。

11) 総務庁行政管理局監修『解説・行政情報公開基準』（1992年、第一法規）。

12) 行政改革委員会事務局監修・後掲注(4)548頁以下に資料として採録。

13) 総務庁行政管理局監修『情報公開——制度化への課題』（1990年、第一法規）。

連立政権の登場であった。細川政権は、情報公開制度の本格的検討をうたった「行政大綱」を閣議決定し、総務庁に行政情報公開制度検討室を設置するとともに、「行政機関の保有する情報の公開に係る制度に関する事項を調査する」ことを所掌事務の一つとする行政改革委員会設置法案を準備した。94年6月に発足した村山政権は、行政改革委員会設置法案を「情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項を調査審議する」（2条2項）と改め、さらに「意見具申は、2年以内に行う」（同条4項）と明記した。同法成立後、94年12月に行政改革委員会が発足、その下に「行政情報公開部会」が設置され（95年3月）精力的な検討がつづけられた。その結果、翌96年4月24日に「情報公開法要綱案（中間報告）」が公表され¹⁴⁾、この中間報告について各界からの意見が聴取されたうえで、11月1日に最終報告として「情報公開法要綱案」が「情報公開法要綱案の考え方」とともに公表された。そして、12月16日に、「速やかに立法準備を進め、国民の期待に応え、できるだけ早期に法律案を提出するよう要請する」との意見を付して、行政改革委員会から政府に具申され¹⁵⁾、政府も1997年度中に法律案を国会に提出することを約束し、98年3月27日になって「情報公開法案」が閣議決定されて国会に提出された。

国会に提出された情報公開法案は、国民主権の理念に基づく説明責任を明記し、すべての行政機関と会計検査院を対象として、電磁的記録も含めて組織的に用いられる行政文書について、何人にも開示請求権を認めるとともに、行政機関に開示義務を課し、不開示処分に不服申立てがなされた場合に諮問を受け審査する情報公開審査会を設置して、その手続と権限を明確に規定していた。また、第三者の権利保護を図り、地方自治体と特殊法人の情報公開への方向を明確にし、文書管理のあり方にも一定の基準を示すものであった。しかし、他方で、「知る権利」の保障には言及せず、行政運営に支障等を生ずるたんなる「おそれ」を理由として不開示とする余地を認めるなど行政機関の判断に広い裁量を与える、開示実施手数料のほかに開示請求手数料を課し、司法的救済

14) 行政改革委員会事務局監修『情報公開法要綱案（中間報告）』（1996年、第一法規）。

15) 行政改革委員会事務局監修『情報公開法制——行政改革委員会の意見』（1997年、第一法規）。

について何も規定しなかったために訴訟提起が実質的には東京地裁のみに制限されるなど、開示請求権の実効的な保障という観点から見ると不十分な点を残していた。

そのため、「知る権利」の明記、手数料の扱い、訴訟管轄などをめぐって与野党の意見が分かれ、衆議院において3度にわたり継続審議となり、4度目の国会に持ち越された。そして、1999年の第145国会において、手数料について「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」（16条2項）との規定を追加するとともに、行政事件訴訟法の特例として情報公開訴訟については全国8か所の高裁所在地の地裁に提訴できるよう改める修正が施され（36条）たうえで、2月12日に内閣委員会、16日に本会議で可決、参院へ送付された。参議院では、さらに、附則の施行4年後の見直し規定に「情報公開訴訟の管轄の在り方」を追加する修正が加えられ、4月27日に総務委員会、28日に本会議で可決された。そして、5月7日に衆議院本会議で参議院の修正に同意する全会一致の再議決がなされ、ようやくにして可決成立するに至った。なお、「知る権利」の法律への明記などについては引き続き検討する旨の附帯決議が、衆参両院で付されている¹⁶⁾。

（2）情報公開法の概要

成立した情報公開法は、行政機関が保有する情報の公開を国民主権の理念にのっとり政府がその諸活動について有する国民に対する「説明責任」（アカウンタビリティ）という考え方に基づづけ（1条）、警察・防衛関係機関も含めてすべての行政機関と会計検査院を対象機関とともに（2条1項）、決裁・供覧等の文書処理手続の終了を要件とせず、電磁的記録も含む「組織的公用文書」という考え方をとって対象情報の範囲を広げた（2条2項）うえで、「何人」にも開示請求権を認め（3条）、行政機関の情報開示義務を明記する（5条）ことで公開原則をより徹底させる工夫を施している。また、不開示等の決定に対する不服申立てについて行政機関の長の諮問に応じて当該決定の妥

16) 情報公開法案をめぐる国会での審議状況については、畠基晃『情報公開法の解説と国会論議』（1999年、青林書院）に詳しい。

当性を審査する機関として「情報公開審査会」を設置し（18条以下）、審査会が請求文書そのものを見分できるとする非公開審査手続や当該文書に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を要求できるとするいわゆるヴォーン・インデクス類似手続など、審査会の権限や手続を明確かつ詳細に規定した（27条から32条）。

情報公開法は、さらに、情報の開示によって影響を受ける可能性のある第三者の権利保護を詳細に規定する（13条）とともに、行政文書の管理のあり方にについても、行政機関に適正管理を義務づけ、文書の分類・作成・保存・廃棄に関する基準を政令で定めることを求めるなど、文書管理の基準を示し（37条）、加えて、地方公共団体（41条）と特殊法人（42条）¹⁷⁾の情報公開の方針を明確に規定した。

しかし、他方で、行政機関の情報開示義務を明記し、公開原則の適用が除外される不開示情報を、①個人情報、②法人等の事業活動情報、③国の安全情報、④犯罪予防等公共の安全情報、⑤審議・検討等情報、⑥事務事業情報、の6類型に整理しながら、いずれもたんに行政執行等へ支障を及ぼす「おそれ」があるだけで不開示とする扱いを認めて、不開示の範囲をかなり広く設定し（5条）、開示請求権の「権利」性の貫徹という点で不十分さを残した。また、国の安全情報と犯罪予防等公共の安全情報に至っては「支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」場合にまで不開示範囲を拡大しているが（5条3、4号）、国の安全情報や公共の安全情報についてこのように行政機関の長の判断を優先させる扱いは、裁判所による審査を限定するものと考えられており¹⁸⁾、公開原則の確立と開示請求権の保障の点で徹底を欠くだけでなく、不開示処分に対する司法的救済を形骸化しかねない問題を残した。同様に、請求された情報の存否そのものの応答を拒否できることも認めたが（8条）、アメリカで主として国家安全保障、プライバシー保護、犯罪

17) その後、「総務省設置法」（1999年、法律91号）、「中央省庁等改革関連整備法」（1999年、法律102号）、「独立行政法人通則法」（1999年、法律103号）の成立により、独立行政法人も対象に含まれた。

18) 「情報公開法要綱案の考え方 4(4)」行政改革委員会事務局監修・前掲注(5)27頁。

捜査の領域で判例上採用されてきた「グローマー応答拒否」に倣ったといわれる制度を、情報類型を限定しないまま明文化したため、この点も濫用の懸念が残されている。

また、不開示の決定を受けた場合の救済措置についても、情報公開審査会の審査手続を通してなされる行政救済の仕組みを精緻に組み立てながら、司法救済手続については新しい工夫はほとんど何も付け加えなかった。不開示決定の妥当性の立証責任は行政機関が負うとする規定も、行政機関の判断を裁判所が独立した立場から審査するという「初審的審理」規定も、司法審査の実効性を担保する「インカメラ審理」手続も規定されなかった。唯一、法案審議の最終段階で、情報公開訴訟の裁判管轄について行政事件訴訟法の特例が規定されて全国8か所の高裁所在地の地裁に提訴できることになったが（36条）、それでもまだ、不開示決定により開示請求権を制限された者が全国で8か所の地裁でしか訴訟提起できないというのでは、相当の時間的・経済的負担を覚悟しなければならず、権利救済のうえで大きな問題を残している¹⁹⁾。

（3）評価と課題

情報公開法が、行政情報の公開を図る手段としての開示請求権の保障がその「説明責任」を果たすためのものであることを明確にするとともに、「説明責任」の考え方を日本の法制度に定着させたことの意義はとりわけ大きい。国民主権原理の下で主権者から権力を負託された政府には、もともとその活動について国民に説明する責務があると考えられるからである。しかし、情報公開法は、その原理的基礎づけとして「知る権利」に言及することを避けたことにみられるように、公開原則の貫徹と開示請求の「権利」性の保障という観点から

19) 情報公開法の逐条解説について、すでにいくつかのものが公にされている。宇賀克也『情報公開法の逐条解説』（1999年、有斐閣）、棟居快行ほか「特集／情報公開法の制定」 ジュリスト1156号、右崎正博ほか「コンメンタール情報公開法」法律時報71巻8号、北澤義博＝三宅弘『情報公開法解説』（1999年、三省堂）、三宅弘『情報公開法の手続き』（1999年、花伝社）など。

見てなお課題を残していると思う²⁰⁾。

それは、この法律の制定への取組みが終始「行政改革」の課題と位置づけられ、その枠を超える理念や意義づけがむしろ意識的に排除されてきたためである。結果として、「知る権利」の保障が明記されなかっただけでなく、情報公開法要綱案にあった「国民による行政の監視・参加」という文言が、直接民主制を連想させるとして、「国民的確な理解と批判」というより温和な言葉に置き換えられ、開示・不開示の決定に際して行政機関に裁量の余地がかなり大きく留保された。また、審査会を通しての行政救済手続が相当詳細に規定されながら、司法救済手続の面では新しい工夫がほとんどなされず、唯一認められた訴訟管轄の特例に関しても、請求者の権利救済よりも行政機関側の応訴負担の増大が強調された。全体として、「行政改革」つまり行政運営の効率の向上という観点が過度に重視され、行政の効率を損なう要因が排除されるとともに、できるだけ行政機関内部で完結するように、行政機関の主導性が留保された。

そのことは、情報公開法が掲げた「説明責任」の観念についてもいえる。「情報公開法要綱案の考え方」のなかでは、「説明責任」の観念が多分に政府や行政機関の側にイニシアティブを留保するニュアンスで用いられてきているが²¹⁾、「説明責任」(アカウンタビリティ、accountability)という言葉が会計学上の用語である「アカウント」(account)から来ていることから分かるように、それは、もともと客観的な数値により計量的にとらえられる責任、したがって、責任を負うべき者の主觀的ないし裁量的判断に委ねられる責任ではなく、外部から認識し、追及できるような責任のあり方²²⁾、換言すれば、情報公開に関する国民と行政機関との間の権利義務関係を前提として義務的なものとして強制され、かつ、最終的には独立した裁判所の司法審査を通して担保されるような行

20) 情報公開法の評価と残された課題については、右崎正博「情報公開法の評価と課題」法学セミナー538号6頁、同「情報公開法——その憲法的意義と課題」法学教室232号4頁も参照。

21) 「情報公開法要綱案の考え方 1(1)」行政改革委員会事務局監修・前掲注¹⁵14頁。

22) 井出嘉憲「情報公開法制のあり方を考える」法律時報71巻6号6—9頁、同「公開パラダイムの受容と変容」井出嘉憲ほか編『講座・情報公開——構造と動態』(1998年、ぎょうせい) 126—129頁参照。

政責任のあり方を意味している。そうであれば、「説明責任」の観念は、外部から強制的に責任を問うことのできる仕組みの構築を内在しているものであって、そのような仕組みの構築なしには、本来は貫徹できないものなのである。

したがって、情報公開法において、一方で「説明責任」を掲げながら、他方で行政の裁量を優先するということは、本来はあり得ないはずで、開示・不開示の決定に際して行政機関の裁量的判断を優先することは、「説明責任」の原理にも適合しないのである。「説明責任」の考え方を法制度として定着させた意義は十分に評価できるが、政府保有情報に対する国民の権利性や民主的統制という視点が十分に貫徹されていないこの法律の枠組みで、果たして「説明責任」が全うされるか、疑問が残らざるを得ない。

確かに、情報公開法によって行政の効率的運営は促進されるであろう。しかし、情報公開法がたんに行政運営の効率を高める手段にとどまったり、開示請求権が情報の集中管理の結果生ずる反射的利益にとどまるわけではない。情報公開法は、憲法21条に含まれる「知る権利」を保障し、情報の自由な流れを確保し、もって政府への監視と参加を確保し、開かれた政府を実現するという、人権保障と民主主義の原理の双方に基づきられるものである。それゆえ、国民主権の理念から導かれる「説明責任」に基づく政府の公開性の実現という目的は、情報公開法が本来備えるべき目的の一部にすぎないと考えるべきである²³⁾。国民主権の理念に基づく「説明責任」の観点からいっても、主権者国民の側に政府の活動について「説明を求める権利」（知る権利＝開示請求権）があり、それに対応して「説明責任」が生ずるのであって、「説明責任」から「開示請求権」が派生的に生ずるわけではない。「知る権利」に由来する「開示請求権」に合わせて「説明責任」の範囲が画定されるべきなのである。その意味で、「知る権利」に基づく政府保有情報に対する国民の権利性や民主的統制という視点が十分に貫徹されなかつたことは、今後に課題を残したといえる²⁴⁾。

23) 棟居快行「情報公開法1条——法律の目的」ジュリスト1156号33頁も参照。

24) 「知る権利」に関する論点については、右崎正博「情報開示請求権と『知る権利』」井出ほか編・同前127頁、右崎正博「情報開示請求権と『知る権利』」井出ほか編・同前127頁、同「情報公開法と『知る権利』」自由と正義48巻1号106頁、同「情報公開」公法研究60号53頁などを参照。

もっとも、情報公開法制定の過程で「知る権利」が否定されたわけではなく、その内容がいまだ明確ではないとして法律に明記されなかつたにとどまる²⁵⁾。衆参両院の委員会においては、「知る権利の法律への明記等審議の過程において議論された事項については、引き続き検討をおこなうこと」（衆議院内閣委員会）との附帯決議が付された²⁶⁾。また、附則3項には、この法律の施行後4年を目途として見直しを行う旨が明記されているので、それに向けて、さらに議論が積み重ねられることが期待される。

2 条例の制定・改正の動き

(1) 条例制定・改正の概況

情報公開法41条が、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定したこともあるって、法律制定と前後して、自治体においても、情報公開条例を新たに制定し、あるいは、法律の内容に合わせて従来の条例を見直す動きが活発化している。

自治省の調査によれば、1999年4月1日までの一年間に情報公開を制度化した自治体は328団体にのぼり（合計で全都道府県を含み908団体に達し、うち要綱等によるものが14団体）²⁷⁾、その後も、条例制定・改正の動きがつづいている。都道府県レベルでは、98年に最後の愛媛県で条例が制定され、北海道と高知県で条例の全面改正がなされていたが、99年には、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、栃木県、山梨県、東京都、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、宮崎県等で条例の全面改正がなされたほか、多くの県で部分改正がなされ、神奈

25) 「情報公開法要綱案の考え方 1(2)」行政改革委員会事務局監修・前掲注(5)15—16頁。

26) 両院委員会の附帯決議の全文については、右崎ほか「コンメンタール情報公開法」前掲注(9)61—62頁を参照。

27) 自治省行政局行政課・前掲注(8)。

川県、埼玉県などで全面改正に向けての検討作業が進められている²⁸⁾。市町村レベルでも条例制定ラッシュがつづいている。

その制定や改正の動向をみると、存否応答拒否制度の導入などやや安易に法律に追随したと思われる部分がないわけではないが²⁹⁾、従来の「公文書公開条例」から「情報公開条例」へ、「説明責任」の明記、決裁・供覧等の手続終了要件を排して「組織共用文書」観念の採用とともに電磁的記録への対象拡大、「何人」にも開示請求権を認めるなど、公開原則をより広げようとする努力をうかがわせ、また、法律と同様の第三者権利保護規定の導入、情報公開審査会の権限の明確化、行政文書管理責務規定の明記など、総じて法律のレベルを十分にクリアーする内容を達成していると評価できるだけではなく、「知る権利」の明記、議会の情報公開、出資法人等の情報公開など、いくつかの面では、法律の内容を超える水準が画されつつあることが注目される³⁰⁾。

(2) 制定・改正動向の特徴

(i) 「知る権利」の明記と「何人」にも開示請求権を拡大

自治体の動きの中で注目されることの一つが、情報公開法が「知る権利」の

28) 1999年7月末日までの各条例のテキスト、および制定・改正の動きについては、秋吉健次編『情報公開条例集（下）』（1999年、信山社）252頁以下を参照。

29) もっとも、改正北海道条例11条のように「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合」に限定するものもある。また、東京都においては、その誤用・濫用の防止のために事前・事後のチェック制度を設けるべきだとの提言もなされたが（東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会「情報公開制度の新たな展開のために」1998年9月）、条例には盛り込まれなかった。

30) 自治体における行政情報公開の動向と進展については、右崎正博「自治体における情報公開の新動向」法律時報71巻6号12頁以下、および、同「自治体における情報公開の新展開」都市問題研究51巻11号30頁以下を参照されたい。もっとも、こうした傾向のなかで、とくに市町村レベルで、法律を「引き写し」にした条例、県等の指導を受け一斉に制定された「指導型」の条例、あるいは近隣他都市の条例に「横並び」した条例が増えるという新しい問題も出てきている、野村武司ほか『情報公開と市民自治』（地方自治総合研究所、2000年、自治総研ブックレット68）を参照。

明記を見送ったのとは逆に、「説明責任」とともに「知る権利」の保障ないし尊重を明記する動きの広がりである。これまで、「知る権利」の保障への言及は、大阪府、京都府、沖縄県、川崎市、京都市などの条例前文に明記されるにとどまっていたが、最近の条例制定・改正の動きの中で、愛媛県、北海道、高知県について、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山梨県、東京都、三重県の各条例や、北海道、宮城県、埼玉県、東京都の各議会情報公開条例が、前文や目的規定に「知る権利」の保障や尊重を新たに明記し、それが大きな流れになりつつある（市区町村レベルではすでに相当数の条例が「知る権利」の保障を明記している）。

また、「知る権利」の保障に合わせる形で、請求権者の範囲の点でも、北海道、高知県について、岩手県、宮城県、山梨県、三重県、大阪府の各条例が、これまで川崎市条例などにしかみられなかった「何人」型を新たに採用したほか、東京都条例も実質的に請求権者を制限しない規定をとり、愛知県条例も法律に合わせる形で「何人」型を採用した。これらの動きは、「知る権利」を具体化する開示請求権の保障の貫徹と公開原則の徹底という観点から大きな意味をもつものと思われる。

(ii) 議会の情報公開

また、議会を情報公開の対象とする動きも大きな広がりをみせつつある。議会を実施機関にした例は、市条例のレベルでは少なくなかったが（川崎市、広島市など）、都道府県レベルでは神奈川県と山梨県の条例のみにとどまっていた（ほかに宮城県と奈良県議会が要綱によって行ってきた）。しかし、議長交際費や議員海外視察旅費などの支出文書、委員会審議資料などについて公開が多く求められ、「説明責任」の観点からいっても議会が例外であるとはいえないところから、議会の積極的な対応が求められてきた。その結果、前年までに議会を実施機関に加えていた愛媛県、三重県、福岡県、高知県について、99年中に沖縄県、滋賀県、鹿児島県、長野県、岐阜県、石川県、青森県、京都府、佐賀県で新たに議会を実施機関に加える条例改正が行われ、また、宮城県、埼玉県、北海道、東京都、岩手県の各都道県議会では、それぞれ独自の議会情報公

開条例を制定するに至っている（他に秋田県議会が新たに要綱を制定した）。市区町村レベルでは、すでに746自治体が議会を実施機関にしているほか、仙台市議会、目黒区議会、佐世保市議会など9市町議会が議会情報公開条例を、奈良市議会が要綱を制定しており、市区町村の議会情報公開の普及率は、情報公開制度をもつ自治体の88%に達している³¹⁾。今後も、こうした傾向はつづくものと予想される。

議会の情報公開にあっても、基本的な枠組みは行政機関の情報公開と変わらないと思われるが、不開示情報の扱いの点で会派・議員の政治活動の自由への一定の配慮は必要であろう。この点に関して、議会が行政機関の情報公開に実施機関として加わった条例の下では、特別な不開示情報の類型は設けられないのが普通で、議会独自型の宮城県議会、仙台市議会などの各条例も、特別な適用除外規定を置いていない。これらの条例の下では、意思決定過程の審議・検討情報あるいは事務事業情報の運用により、実質的な保護を図っていくことになろう。

これに対して、東京都議会情報公開条例は、「会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派の活動に著しい支障が生ずると認められるもの」（7条3号）との規定を設けている。北海道議会条例9条8号、岩手県議会条例7条7号もほぼ同旨の規定である。埼玉県議会条例7条5号は、「会派活動に関する情報（法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報及び公表することを目的として作成し、又は入手した情報は除く。）」としており、他と比較してやや概括的である。これらの不開示情報規定の適否については、まだ適用例がなく評価は困難だが、一般論としていえば、審議・検討等情報または事務事業情報のなかに埋没させることなく、独自の不開示情報類型を設けることで、その範囲と運用の明確化を図っていく方が望ましいといえよう。

議会の情報公開についても、不開示等の決定について行政不服審査法による不服申立ては認められる。それは、開示請求に対する不開示の決定が、一般意

31) 自治省行政局行政課・前掲注(8)による。

思を定立する立法行為ではなく、個別の処分行為であって、行政处分性を有するとみなされるからである。したがって、行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することも認められる。しかし、不服審査に関与する審査会の位置づけ、構成については、かなりのバリエーションがある。

議会が実施機関に加わるという多くの条例の下では、不開示決定に対して不服申立てがなされた場合にも、長の附属機関である「情報公開審査会」に諮問をして、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行うという方法がとられている。しかし、地方自治法138条は、議会の附属機関として事務局以外を認めていないので、このような方式には、議長のなした処分を長の任命する審査会がチェックできるのかという疑義も指摘される³²⁾。そこで、議会が実施機関となった条例の下でも、議長（議会）の不開示決定に対して不服申立てがなされた場合には、他の実施機関に対して不服申立てがなされた場合と区別して、情報公開審査会に「諮問することができる」として議長（議会）の同意ないし裁量的判断を要件として入れたり（三重県及び渋谷区の各情報公開条例）、長の附属機関である審査会に関与させず、「議会運営委員会」に諮問しなければならないとしたり（愛媛県条例）、あるいは、議長が必要と認めるときは「代表者会議」の意見を聴くなどとする規定を設けているところもある（福岡県条例）。

他方、議会独自型の東京都議会条例では、議長が指名する議員9名以内で組織される「情報公開推進委員会」を設置し、その意見を聴いて不服申立てに対する決定を行うこととし、右委員会が議長の求めに応じて調査を行うときは、議長があらかじめ指名した3名以内の学識経験者の意見を聽かなければならぬとしている。岩手県議会条例も同様に、議長が指名する議員7名以内で組織される「県議会情報公開審査会」の意見を聞くこととし、審査会は調査を行うときには議長があらかじめ選任した3名以内の学識経験者の意見を聽かなければならぬとしている。北海道議会条例も、議長が指名する議員9名以内からなる「情報公開審査会」を議会に設置、意見を求めるとしている。これらはい

32) 清水幸雄「地方議会の情報公開（条例）」清和法学研究5巻2号166—167頁。

されども、地方自治法上、議会には事務局以外の附属機関を設置できないとする通説を考慮しつつ、しかし、議会の自律性の確保という観点をふまえて可能な限り第三者的なチェックを及ぼそうという工夫を示したものとみられる。埼玉県議会条例は、行政情報公開条例で設けられた「情報公開監察委員」への苦情申立てを認め、勧告を受ける方式を採用している。これも同様の考慮に基づくものと思われる。

これに対して、宮城県議会は、県議会条例に明文の規定を置いてはいないが、条例施行規程によって、議長が任命する学識経験者5人以内の委員によって組織される「県議会情報公開審査会」を設置して、それに諮問をしなければならないとし、答申があったときは、議長はその答申を尊重して異議申立てに対する決定を行わなければならないと定め、附属機関として審査会を設置している。前述のように、附属機関の設置には法律上の疑義の指摘がないわけではないが、他方で、地方自治法138条について、「議会がこうした不服審査機関を等の附属機関を設置することを禁じていると解する必要はない。条例によって創設することに問題はない」³³⁾とする見解もある。議会に情報公開制度を導入する目的が、議会の「説明責任」を担保し、市民の「知る権利」を保障することにあると考えれば、不服申立てに際して、公平な立場から救済を図る目的で第三者性を重視したかかる附属機関を設置したとしても、直ちに違法とまでは断じえないであろう。議会自らの判断に基づいてこのような救済手続を設ける方が、議会の自律性を確保するためには望ましいともいえる。

(iii) 警察の情報公開

33) 宮崎伸光「自治体議会における情報公開」都市問題90巻5号54頁。第三者性を重視する立場からむしろその方が望ましいとする。この論者によれば、「長の附属機関たる不服審査機関に諮問し答申をさせる旨を条例に定めることも不可能ではない。……不服審査機関の第三者性を重視すれば、それがどこに置かれているかの形式上の問題に過ぎず、不可能な話ではない」とし、議会独自の不服審査機関には議員を含むべきとする見解には、「第三者性を重視する観点からは、消極的に解すほかない」としている（54—55頁）。

情報公開法が、国家公安委員会と警察庁、防衛関係省庁も含めすべての行政機関を対象機関と規定したため、都道府県でも、公安委員会・警察本部の扱いが課題となっている。警察が保有する情報には犯罪の予防・捜査等の関係でセンシティブな情報が多く、また、全国的に一律の扱いが要請されるから、自治体が個々に異なる扱いをするのは適切でないとしても、警察情報を制度の対象外に置くことはもはや認められないであろう。法律施行時までに条例改正が行われないと、都道府県公安委員会・警察本部だけが対象外となってしまう。そのような背景もあり、北海道、岩手県、東京都などに条例改正の議論の中で公安委員会を実施機関に含めるよう検討されたが、法律の制定が遅れたことを理由に見送られた経過がある。しかし、その後、三重県が公安委員会と警察本部長を、山梨県が公安委員会を他県に先がけて、実施機関に加える条例改正を行い（施行期日はともに未定）、東京都、神奈川県でも検討が行われている。

(iv) 出資法人等の情報公開

情報公開法42条でうたわれたように、国レベルでも独立行政法人・特殊法人の情報公開が「説明責任」の観点から重要な課題とされ、その法制化の措置の検討が始まっているが、自治体レベルでも同様に、自治体の出資や補助金交付を受けて運営される法人や団体に関する情報の公開が、租税負担者である住民への「説明責任」の観点からも要請され、多くの自治体でさまざまな試みがなされてきた。四日市市では「外郭団体の情報公開に関する要綱」³⁴⁾を定め、住民等に公開請求を認め、非公開決定に対して異議申出があったときは市情報公開審査会の意見を聴いて回答書により通知するとし、三鷹市、宇都宮市、高槻市では、出資比率100%の法人に限って、情報公開規程・要領を制定し、開示の申出を受ける仕組みを設けている。他にも、出資比率50%以上の法人、年額100万円以上の助成を受ける団体に情報公開義務を課したり（福岡県香春町条例）、出資比率50%以上の法人、年額500万円以上の補助金等を受けた団体に対し、開示請求がなされた場合には実施機関が当該文書の提出を出資法人等に求める

34) 「四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱」（1998年、告示86号）。

ことを規定したり（苫小牧市条例）、出資法人や公共的団体に情報公開を行うよう協力要請すべき実施機関の責務を規定したり（市川市、小金井市条例など）、実施機関に対して説明責任を果たすため必要な外郭団体に関する情報保持の責務を規定する（大東市条例）などの例もみられた。

こうした事情を背景にして、1999年には、北海道条例が出資法人や補助金交付団体に対して情報公開に努めるべき責務を課すとともに、開示申出があったときには出資法人等に情報の提出を求めるなどを規定し、東京都と岩手県条例は出資法人等に対し情報公開を行うために必要な措置を講ずべき責務を定めるとともに、実施機関が必要な指導を行うよう求めるなどを規定した。これにより、東京都と岩手県では出資比率25%以上の法人、北海道では道の出資等比率50%以上の法人・団体を対象として、情報公開要綱を作成している。また、宮城県条例では、県の出資や補助が50%を超える法人・団体に対して情報公開に関する規程を定め、情報公開に努めなければならない責務を明記した。高知県、青森県、秋田県、栃木県、山梨県、三重県、大阪府の各条例も、東京都などとほぼ同旨の規定を新設している。今後も、さらに多様な形で出資法人や補助金交付団体の情報公開が進められていくことになろう。

(v) その他の動き——本人開示、会議公開等

一般的な情報の公開を定める制度の下で、個人のプライバシー保護のため開示範囲から除外せざるを得ない情報について、当該本人から請求があった場合に、本人にのみ情報を開示する仕組みである個人情報保護の制度も自治体で広がりつつあり、すでに1999年4月1日現在で23都道府県がマニュアル処理された情報まで対象とする包括的な個人情報保護条例を制定しているが³⁵⁾、個人情報保護条例とは別に、情報公開条例のなかで本人情報開示請求を規定するものがあり（青森県、岩手県、三重県の各条例。ほかに静岡県、山口県、大分県の各条例が努力義務を規定）、この点も注目される。情報公開法の制定過程では、

35) 自治大臣官房情報政策室「個人情報に関する条例の制定状況について」（1999年8月27日）。

「本人開示の問題は、基本的には個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題」であり、「情報公開法の枠組みを超えた検討が不可欠である」から、別途に検討すべき課題とされた³⁶⁾。この点につき、判例・学説ともに意見・判断が分かれているが³⁷⁾、自治体レベルにおいては情報公開条例の下でも本人開示を認めていこうとする動きがある。

また、情報公開条例による直接の対象とはならない行政の意思決定過程そのものを透明化するための会議公開制度も広がりつつある。これまで大阪府、岩手県、所沢市、市川市、那覇市などで要綱や指針によって実施されてきていたが、川崎市で初めて「審議会等の会議の公開に関する条例」³⁸⁾が制定され、4月から施行された（市川市でも条例制定を検討している）。会議開催を1週間前までに公表し、非公開の場合には理由を付し、公開の場合には何人にも傍聴を認め、傍聴人には会議資料が提供または閲覧に供され、会議録は原則として1か月以内に作成して公表するという方式を採用している。会議公開については、また、情報公開条例のなかに規定を設ける自治体が増えている。北海道、宮城県、三重県、大阪府の各条例には、会議公開に関する規定が新たに設けられた。

36) 「情報公開法要綱案の考え方 8(1)」行政改革委員会事務局監修・前掲注(15)48-49頁。その提起を受けて、総理府に設置された「高度情報通信社会推進本部」の下に「個人情報保護検討部会」（堀部政男座長）が設置されて、検討が始まられ、個人情報保護基本法を制定するとともに、現在の「個人情報保護法」（1988年、法律95号）の全面改正といくつかの分野での個別立法の制定をめざすとする「中間報告」（1999年11月）が出されている。

37) 例えば、判例として、診療報酬明細書の開示請求に関する神戸地判1995（平7）年11月27日、行裁例集46巻10=11号1033頁（消極）、同控訴審の大蔵高判判1996（平8）年9月27日、行裁例集47巻9号957頁（積極）、学説として、奥平康弘=塩野宏「〈対談〉情報公開法制定に向けて」法律時報69巻1号14-16頁の塩野発言（消極）と奥平発言（積極）。その他の判例・学説については、右崎・「情報公開」前掲注(2)59-60、63頁を参照。

38) 「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」（1999年、条例2号）。

II 行政的展開

1 国の動き

(1) 情報公開法施行令のパブリック・コメント手続

総務庁行政管理局情報公開法施行準備室によって情報公開法施行令の骨子案が提示され、11月20日から1か月間、パブリック・コメント手続がとられた³⁹⁾。その骨子案によると、国立大学、警察庁、検察庁を独立の対象機関とすること、開示請求手数料についてはA案1250円、B案600円、C案300円の3案が、開示実施手数料については、閲覧につき、A案100枚当たり3200円、B案100枚当たり100円の2案が、写しの交付につき、A案1枚当たり50円、B案1枚当たり20円の2案が、電磁的記録等についてもおおむね高めに設定され、また、行政文書の区分に応じて保存期間を30年、10年、5年、3年、1年、1年未満の6分類とすること、指名された職員に文書管理の監督を行わせることなどが、盛り込まれている。

うち手数料については、情報公開法は、開示実施手数料のほかに開示請求手数料を徴収するものとしたが（16条1項）、自治体では開示請求手数料を徴収しているところがないこともある、法案審議の過程で「できるだけ利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」（16条第2項）との修正がなされた。審議過程では、多くの議員によって500円以下にすべきことが再三述べられ、それを超える金額は想定されていなかったことから、C案以外に選択の余地はないであろう。同様に、閲覧と写しの交付についても、それぞれB案を妥当とすべきであろう。電磁的記録等についてもB案以下の金額が妥当といえる。高額の手数料は、開示請求権行使の障害となりかねないからである。自治

39) 総務庁行政管理局情報公開法施行準備室「情報公開法施行令の骨子案に対する意見の募集について」（1999年11月19日）。

体においては、請求と閲覧は無料、複写1枚10円というのが、標準的な水準である。

なお、骨子案は、手数料の徴収単位について、「開示請求者が一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書その他相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求所によって行うときは、複数の行政文書を1件の行政文書とみなす」としている。また、手数料の減免について、骨子案は、経済的に困難な者に2000円を限度として減免するほか、「開示決定に係る行政文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき」にも、減免を認めるとした。しかし、公益目的で裁量的に開示されるような場合には、減免が考慮されるべきであろう。

情報公開法17条は、「行政機関の長は政令で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる」と定めているが、骨子案では、それを受け「行政機関の長は、行政文書の開示に関する権限又は事務のうち次に掲げる部局又は機関〔地方支分部局等〕が保有する行政文書に係るものその部局又は機関の長に委任することができる」としている。権限の委任は、地方在住者の開示請求や不服申立て、訴訟提起に便宜を図るためにものであるから⁴⁰⁾、地方支分部局が保有する行政文書に関しては、原則として地方支分部局の長に委任するものとすべきである。

文書の作成・管理についても、「情報公開法と行政文書の管理は車の両輪」⁴¹⁾と指摘されるように、適正な文書の作成と保管は情報公開の前提である。その点からいえば、文書はできる限り長期間保存されることが望ましく、その点からみると、5年、3年、1年の保存期間は、それぞれ7年、5年、3年に変更すべきである。また、作成、取得した文書の管理・廃棄・移管等の状況が記録された帳簿が整備される必要がある。この帳簿は、請求された行政文書の所在を確認するうえで極めて重要なものであり、特別な保存期間に服すべきであ

40) 「情報公開法要綱案の考え方 5(2)」行政改革委員会事務局監修・前掲注(5)33—34頁。

41) 「情報公開法要綱案の考え方 2(3)」同前18頁。

る。さらに、歴史的資料等として移管する基準や決定方法についても公表される必要がある。

(2) 独立行政法人・特殊法人の情報公開への取組み

法律によって設立認可され、公費によって維持され、行政の職務を代行する機能を担い、国の特別な監督や規制に服する独立行政法人・特殊法人の情報公開も、「説明責任」を果たすために重要な課題とされてきた。特殊法人の財務情報に関しては、すでに1997年6月に「特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律」が施行されているが、この法律は特殊法人の財務情報の公開についての枠組みを決めたものであり、国民の請求に応じてその保有情報を開示するという仕組みは持っておらず、また、一定の財務情報以外のものを対象としていない。そのため、特殊法人のより一般的な情報公開の法制化の要請が高い。しかし、特殊法人は、行政機関そのものではないため、行政機関と同列に扱うのは難しいとみられ、情報公開法42条では、その情報公開に関しては法制上の措置を別途講ずるものとされ、附則2項で、法律公布2年を目途とすることが明記された。

それを受け、総務庁に「特殊法人情報公開検討委員会」（塩野宏委員長）が設置されて、8月4日から検討が始まられている。同委員会では、その後の法律改正を受けて、独立行政法人に関する制度も検討の課題としている。現在までのところ、特殊法人等の現状、独立行政法人制度、外国の制度等の検討、関係団体からヒアリング、論点整理が行われており、2000年7月ころを目途に最終報告が行われる予定と伝えられる⁴²⁾。

2 自治体の動き

(1) 出資法人等の情報公開への取組み

自治体においても、出資法人等の情報公開について、新しい動きがみえる。

42) 参照、<http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/>

その立法的展開の概要は先に述べた通りであるが、東京都においては、条例の全面改正を受けた後、東京都が出資する監理団体に対し、9月13日付けで、公益法人版と株式会社版の二つの「東京都監理団体情報公開モデル要綱」を提示し、各団体がこれをモデルとしてそれぞれ情報公開要綱を策定し、2000年4月1日から実施するよう指導していくことを明らかにした。モデル要綱は、組織共用文書を対象とし、実質的に何人にも開示の申出を認め、原則開示を定めて、①法令秘情報、②個人情報、③事業活動情報、④犯罪予防等情報、⑤審議・検討等情報、⑥団体の事業活動情報を除いて開示するものとし、非開示決定に対する異議の申出を認め、異議申出があった場合に、それぞれの団体に設置される情報公開審査会の意見を聴いたうえ書面で回答すべきこととしている。

このモデル要綱は、開示申出、異議申出、審査会の意見聴取手続など、四日市市要綱とほぼ同じ内容のものとなっている。出資法人の情報公開のあり方について、一つの範例となりうるものである。川崎市でも公文書公開運営審議会に小委員会が設置されて、東京都モデル要綱と同様の方向で、出資法人の情報公開のあり方について検討が進められている。

(2) 情報公開審査会の動きその他

各地の情報公開審査会の動きは相変わらず活発である。自治体での制度施行以来の不服申立て件数は5000件を超え、審査会の答申数も2200例を超えてい る。しかも、そのうち実施機関による非開示決定の全部または一部の見直しを求めたものが55%を超えると報告されている⁴³⁾。

(3) その他

情報公開法は、対象文書に「電磁的記録」を含むと規定し、電磁的形態での開示方法も検討されているが⁴⁴⁾、自治体でも行政事務の電子情報化に応じて、

43) 情報公開法を求める市民運動「情報公開制度不服申立実態調査報告（98年度版）」による。

44) 前掲注³⁹の「情報公開法施行令の骨子案」を参照。

インターネット上での情報提供施策が次第に拡充されつつあるが⁴⁵⁾、そうしたなかで、10月に情報公開条例を施行した守口市では、請求者の利便を図るために電子メールやファックスによる開示請求受付を実施し⁴⁶⁾、樋原市では、11月から電子メールによる請求受付とともに画像処理により電子メールを使っての公開方法を取り入れると伝えられた⁴⁷⁾。現時点では画像処理能力の点など、なお技術的制約もないわけではないが、先進的な試みとして評価されよう。

その他、川崎市が写しの作成に要する費用を1枚30円から10円に改定する措置をとり⁴⁸⁾、福岡市も、300円の公開手数料を廃止する条例改正を行っている⁴⁹⁾。

III 司法的展開

(1) 概況

情報公開訴訟の現状について、これまでの訴訟提起件数は300件を超えるとみられ、すでに判決に至った主な訴訟だけでも1999年12月31日現在で193件を確認できる。別掲の「主な情報公開条例訴訟の動き一覧」は、裁判外の開示により一審段階で和解・取下げに至った3件を含み、主な情報公開条例訴訟196件についての訴訟内容、判決内容、訴訟経過の一覧である。判例の集積も最高裁判決22件を含み300件を超える。これらの訴訟のうち、開示処分の執行停止と取消を求める逆訴訟3件と非開示等を理由とする損害賠償請求訴訟など8件の関連訴訟を除いて、残り182件が非開示処分（請求不受理や請求書返戻を含む）の取消を求める行政訴訟である。そして、同日までの段階で、原告の請求が認容されたもの39件、請求の一部が認容されたもの68件に対して、請求が棄

45) 右崎・前掲注(30)の法律時報論文16-17頁参照。

46) 朝日新聞大阪版1999年9月15日付け。

47) 毎日新聞奈良版1999年10月14日付け。

48) 1999年3月10日、告示79号。

49) 1999年、条例6号（福岡市公報1999年3月11日）。

却されて開示拒否処分が維持されたもの59件、訴え却下が13件、一審で請求を棄却されたが、控訴審段階で開示することで和解が成立、取下げられたものが1件、ほかに差戻し判決を受け地裁または高裁に係属しているものが2件ある。その結果から、請求認容・一部認容107件に対して、請求棄却59件で、逆転率（原告勝訴率）は64.5%にのぼり、情報公開訴訟においては依然としてきわだった高率で非開示処分の見直しが命じられ、救済が認められていることがわかる。その数字は、開示の結論が支持されている3件の逆訴訟、開示することで和解・取下げがなされた3件を加味すれば、さらに高くなる。そして、決定の変更等により開示されたため、訴訟が取下げられ、判決にまで至らなかつたケースも相当数存在するので、実質開示率はさらに高くなろう。

確認できただけでも、1999年中に最高裁判決7件（継続中のものが30件以上ある）、高裁判決23件、地裁判決46件を数える。交際費・食糧費等の支出関係文書の開示請求事件では、大阪府知事交際費事件、水道部懇談会費事件の最高裁2判決⁵⁰⁾の線でほぼ判断が固まり、多少のブレはあるものの、さほど大きな変化はみられない。支出文書1件ごとに精査され、交際費支出文書のうちとくに公表を予定されないもの、食糧費等支出文書については債務者の取引銀行名・口座種類・口座番号・印影等を除いて大部分が開示される方向にあり⁵¹⁾、このような判例の積み重ねによって、交際費・食糧費・会議費・懇談会費等の支出は次第に適正化される方向にある。また、入札予定価格の事後開示を求める訴訟でも、建設省の方針変更もあって、開示が支持され⁵²⁾、各地で決定変更による開示を受けて訴訟の取下げが相次いでいる。

50) 最(1)小判1994(平6)年1月27日・民集48巻1号53頁、最(3)小判1994(平6)年2月8日・民集48巻2号255頁。

51) 静岡県知事交際費支出文書に関する東京高判1999(平11)年12月9日・未登載、新潟県東京事務所食糧費支出文書に関する東京高判1999(平11)年4月28日・未登載、広島県東京事務所食糧費支出文書に関する広島高判1999(平11)年10月6日・未登載、奈良県東京事務所食糧費支出文書に関する大阪高判1999(平11)年1月21日、判例地方自治192号45頁など多数。

52) 横浜市下水道工事入札関係文書に関する東京高判1999(平11)年3月31日・判例時報1678号66頁。

(2) 議会・警察情報の公開

これまで、都道府県レベルでは議会・警察を対象外とした条例が多かったこともあって、1999年には、議会・警察の支出関係文書の開示の可否をめぐっていくつかの判決が出ている。県議会・県警察本部の予算執行権限は、地方自治法149条により地方公共団体の長（知事）に属するとされているが、実際の予算執行は、議会事務局・警察本部の会計担当職員が知事の併任事務吏員という資格で知事の予算執行事務を補助執行する形で処理されている。したがって、その予算執行に際して作成・取得された文書は、実施機関の職員が職務上作成・取得したものに当たる。それゆえ、議会・警察が実施機関に含まれていない場合であっても、予算執行に際して作成・取得された文書は、知事部局が管理・保有している限り、当然に開示請求の対象となる⁵³⁾。

そこで問題となるのは、知事の予算執行に際して作成・取得されながら、予算執行が終わった段階で移管されて、議会事務局や警察本部が保有・管理している場合である。このような場合に、「管理・保有」の実態がないとして対象文書に当らないとし、請求を不受理としたり、請求書を返戻した措置を妥当、適

53) 議会関係では、市議会議員の出張旅費支出命令書についての非公開決定を取り消した京都地判1995（平7）年12月22日・判例タイムズ910号90頁、同控訴審の大蔵高判1996（平8）年6月18日・判例タイムズ918号119頁、同上告審の最3小判1999（平11）年4月13日・未登載、都議会議員の視察費支出文書についての非開示決定を取り消した東京地判1998（平10）年1月27日・判例時報1659号53頁、同控訴審の大蔵高判1998（平10）年6月29日・判例タイムズ1004号111頁、同上告審の最3小判1999（平11）年4月13日・未登載、府議会・市議会議員の海外視察費支出文書についての非公開決定を一部を除き取り消した京都地判1998（平10）年7月1日・未登載、同控訴審の大蔵高判1998（平10）年11月18日・未登載、都議会議員・職員の出張費等支出文書についての非開示決定を取り消した東京地判1998（平10）年7月8日・判例地方自治184号19頁、同控訴審の大蔵高判1999（平11）年11月25日・未登載。

警察関係では、警視庁総務部出張費支出文書についての非開示決定を一部取り消した東京地判1999（平11）年3月30日・判例地方自治194号73頁、同控訴審の大蔵高判1999（平11）年11月30日・未登載、県警総務部懇談会費支出文書についての非開示決定を一部取り消した大津地判1999（平11）年11月18日・未登載がある。

法とした答申がある⁵⁴⁾。そこでは、予算執行権限が及ぶことと、知事が実施機関の立場に立つか否かは別の問題であり、文書の「現実の保管・保存状況を離れ、その本来的な作成権限あるいは一般的な指揮監督権限の帰属という観点から理解するのは失当」であるとされた。しかしながら、司法判断は現在までのところ二つに分かれている。事案は、いずれも実施機関ではない県議会・県警本部の出張旅費、食糧費、県政調査費等の支出関係文書が、対象文書となるか否かが争点となり、①宮城県、②徳島県、③鳥取県、④三重県、⑤福岡県の各知事の請求不受理や開示請求書の返戻、あるいは不存在を理由とする開示拒否処分の取消が求められたものである。

①事件で、仙台地裁は、「文書の作成や管理の意義を、具体的な担当部署における文書の作成・取得過程及び現実の保管・保存状況を離れ、その本来的な作成権限あるいは一般的な指揮監督権限の帰属という観点から理解するのは失当」であるとし、本件文書は、議会・警察本部が「処務規定及び文書取扱規程に基き保管、保存をしている文書であることが明らか」であり、「被告が管理しているとは認め難いから、右各文書は、県条例1条2項にいう公文書には該当しない」として、不存在を理由とする開示拒否を適法と判断した⁵⁵⁾（控訴）。

②事件でも、徳島地裁は、本件支出関係文書が徳島県議会事務局文書編さん保存規程に基づき、県議会事務局職員により、議会事務局の文書保管庫において保管・管理されていることを理由に、実施機関が管理していないから、いずれも「公文書」に該当せず、請求不受理処分は適法であるとした⁵⁶⁾。しかし、控訴審の高松高裁は、逆に、「地方自治法149条8号が、長の事務として、証書

54) 徳島県公文書公開審査会「答申」（1998年2月20日）、三重県情報公開審査会「答申」（1998年5月26日）。

55) 仙台地判1998（平10）年4月14日・判例時報1645号55頁。その後、控訴審の仙台高裁は、知事に予算執行の法的権限がある以上、その執行に際して作成・取得された文書は、条例上の公文書として開示対象になるとして、原判決を取り消し、請求を認容する逆転判決を言い渡し（仙台高判2000（平12）年3月17日・未登載）、知事の上告断念により、確定した。静岡地裁でもほぼ同旨の判決が出ている（静岡地判2000（平12）年3月23日・未登載・控訴）。さらに、仙台地判2000（平12）年4月25日・未登載も同旨。しかし、秋田地判2000（平12）年4月7日・未登載は、県議会食糧費等支出文書について、管理の実態がないとして請求不受理の取消請求を棄却している。

56) 徳島地判1999（平11）年1月29日・未登載。

及び公文書類を保管する事務を定め、徳島県会計規則48条1項が、収入及び支出の証拠書類は、年度経過後5年間保管しなければならない旨を定めていることからすると、長は、予算執行終了後においても、予算執行事務処理の過程で作成ないし取得した文書を、証拠書類として管理する権限と責任を有する」から、「本件請求に係る文書は、被控訴人〔知事〕の本件併任事務吏員が……予算執行終了後も、被控訴人の併任事務吏員としての立場で、証拠書類として管理している文書であるといえる。……そうすると、被控訴人は、本件請求に係る文書を、その法的権限に基づき、管理しているものというべきである。……本件請求に係る文書が被控訴人の事務部局の文書保管庫に保管されていないからといって、被控訴人が法的に管理していないということに結びつくものではない」として、請求不受理処分の取消請求を認容する判決を下している⁵⁷⁾（上告）。

③事件では、鳥取地裁が、地方自治法の諸規定を根拠に、「少なくとも予算執行に関する文書については、その作成又は取得並びに管理の権限が法的には知事に属しているというべきである」から、議会事務局職員による本件文書の管理も「被告の予算執行事務の補助執行という形で、知事部局の予算執行に関する職員としての身分に基づいてなされたものであると解するのが相当である」とし、本件文書は条例2条2項にいう公文書に当たるから、公文書に該当しないとして不存在を理由に開示しなかった知事の処分を違法であるとしている⁵⁸⁾（控訴）。

④事件では、津地裁が、条例にいう「実施機関において管理しているもの」とは、「現実に実施機関において当該機関の文書管理規定等によって管理しているもの」と解すべきであり、右規定が「権限の有無等を前提とした文言を用いていないことを踏まえれば、本件条例2条2項にいいう、文書の管理の意義を、文書管理権限の帰属という観点から理解するのは相当ではない」、「県議会あるいは県警察本部が、それぞれの機関の文書の保管管理に関する規定に基づ

57) 高松高判1999(平11)年9月28日・未登載。

58) 鳥取地判1999(平11)年2月9日・判例地方自治190号42頁。

いて、現実に管理している本件各文書については、「被告が被告の文書管理の規程によって管理しているものと認めるることはできない」から、本件非開示処分は違法ということはできないとし⁵⁹⁾、控訴審である名古屋高裁も、その結論を支持している⁶⁰⁾（上告）。

しかし、⑤事件では、また逆に、福岡地裁が、「出納長及び出納員は、収入及び支出に係る証拠書類を、会計ごとに区分し、予算科目により分類して月ごとに編集しなければならない」とし、「前項の証拠書類は、別に定める文書管理の方法により、編集し、保存するものとする」とした「〔福岡県財務〕規則131条1項及び2項は、収入及び支出に係る証拠書類について、出納長及び出納員が管理すべきことを定める規定であると解するのが相当」であり、「本件各処分時において、本件各文書は、被告が管理していた文書であるということができる」として、非開示処分の取消請求を認容している⁶¹⁾（控訴）。

その後控訴審で逆転され、確定した①事件を除き、いずれの事件も控訴・上告されており、最終的な結論は出ていないが、下級審の判断は大きく分かれている。ここでの争点は、請求されている情報が不開示情報に該当するか否かという実体的なものではなく、もっぱら対象公文書に当るか否かという形式的・手続的なものであり、直接には文書管理に関する法制の不備に原因がある⁶²⁾。したがって、このような争いについて裁判所の法解釈によって一律の解決を見出そうとすることにはかなり無理があり、立法的解決を図る方がより現実的な方法ではないかと思われる。その場合、第1に、議会・警察を条例上の実施対象機関と位置づけること、第2に、「説明責任」の観点から、予算執行に際して作成・取得された文書を知事の権限と責任において適正に管理・保有するよ

59) 津地判1999（平11）年2月18日・判例タイムズ1011号140頁。

60) 名古屋高判1999（平11）年10月28日・未登載。

61) 福岡地判1999（平11）年4月26日・判例タイムズ1001号130頁。

62) 仙台地裁は、「現行の県条例と文書の管理状況を前提とする限り」との留保を付して、文書不存在を理由とする非開示処分を適法であるとし、鳥取地裁も「鳥取県の文書管理に関する右諸規程においては、完結後の文書についての管理に関する被告の法的な右権限を明示的には記載していない」と述べ、また、福岡地裁も財務規則に反するような文書管理の実態を指摘しており、立法上の不備は覆い難い。

う、文書管理規程上も明確にすることが求められる。

先にみたように、議会・警察を対象機関とする動きは大きく広がっており、その後、宮城県では議会情報公開条例が制定され、三重県では議会と公安委員会・警察本部長を、福岡県でも議会を実施機関に含める条例改正を行っており、部分的には立法的解決をみたといえる。もっとも、情報公開法と異なり、これらの改正条例は施行前の文書を対象外としており、なお問題を残している。また、文書管理の点では、先にも触れたように、予算執行に関する文書については、これまで実施機関が保有・管理している場合には、このような問題は回避できてきているのであるから、「説明責任」に伴う適正な文書管理が求められる。この点については、情報公開法37条が一定の指針を示しているが、同時に、完結した支出関連文書を知事部局から実施機関でない議会・警察に移管することで開示を免れようとする動きもあり、問題が残るところである。

(3) 非開示処分の理由の追加・差替え主張の可否

もう一つ大きな争点として浮上してきたのが、非開示処分の理由の追加・差替えの主張の可否をめぐる問題である。最高裁は、11月19日に、逗子市監査委員を被告として、ある監査請求事案に関してなされた関係人の事情聴取記録についての非公開決定の取消が求められていた訴訟の上告審で、決定通知書に付記されなかった非公開事由の追加主張を認め、原判決を破棄し、東京高裁に差し戻す判決を言い渡した⁶³⁾。事案の概要は、前記事情聴取記録について非公開処分の決定通知書には、条例5条(2)ウの「争訟の方針に関する情報」に該当すると付記されていたが、訴訟に至って、実施機関が条例5条(2)アの「意思決定過程情報」にも該当するとの主張を追加したものであった。かかる処分理由の追加主張が認められるかが争点となつたが、第一審の横浜地裁は、本件文書が別訴との対応関係は認められるとしても、弊害が生ずるおそれがあることをうかがわせる具体的事實関係についての主張・立証がないとして、条例5条(2)ウ該当性を否定し、かつ、「本件各処分の通知書に付記しなかった

63) 最(2)小判1999(平11)年11月19日・判例時報1696号101頁、判例タイムズ1018号169頁。

非公開事由をもって、同通知書に付記した事由に代替させ、あるいはそれを補充することは許されず、これにより各処分についての瑕疵の治癒を認めることはできない」とし、条例5条（2）アの追加主張は、「それ自体失当として採用の限りでない」として退け⁶⁴⁾、控訴審の東京高裁も第一審判決を支持したものであった⁶⁵⁾。

最高裁は、本件条例が定めている理由付記制度の意義につき、「非公開の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してそのし意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としている」と解すべきである。そして、そのような目的は非公開の理由を具体的に記載して通知させること（実際には、非公開決定の通知書にその理由を付記する形で行われる。）自体をもってひとまず実現されるところ、本件条例の規定をみても、右の理由通知の定めが、右の趣旨を超えて、一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はない」とみるのが相当である」とし、したがって、「上告人が本件処分の通知書に付記しなかった非公開事由を本件訴訟において主張することは許されず、本件各文書が本件条例5条（2）アに該当するとの上告人の主張はそれ自体失当であるとした原審の判断は、本件条例の解釈適用を誤るものであるといわざるを得ない」と判示している。

一般に、法が行政処分に際して理由付記を要求する所以は、「処分序の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである」から、理由の「記載を欠くにおいては処分自体の取消を免れないものといわなければならぬ」。そして、「どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の趣旨・目的に照らして決定すべきである」というのが、最高裁の確立した判例であり⁶⁶⁾、その趣旨は、その後も繰り返し確認されてきた⁶⁷⁾。その

64) 横浜地判1994(平6)年8月8日・判例地方自治138号23頁。

65) 東京高判1996(平8)年7月17日・未登載。

66) 最判1963(昭38)年5月31日・民集17巻4号617頁。

趣旨はまた、情報公開訴訟においても踏襲され、理由付記の意義は「実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」であり、このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、……本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」とされてきたのである⁶⁸⁾。

そのような理由付記制度の趣旨からいえば、争訟段階での新たな理由の追加主張をすることは原則として許されないものと解され、実際にも、訴訟において非開示決定通知書に付記されなかった新たな理由が追加主張され、それが退けられた事例が、本件一、二審以外にも、すでに存在する。その一つが、北海道公文書開示条例に基づいてなされたゴルフ場開発事業事前協議書および意見書等の開示請求に対し、非開示を定めた同条例8条1項の個人識別情報および9条1項の法人情報に該当するとしてなされた一部非開示の決定につき、その取消しが求められ、一審で請求の一部が認容された後、控訴審段階に至って、実施機関が新たに9条2項5号の事務事業情報に当るという主張が予備的になされた事例である。これに対して、札幌高等裁判所は、「理由付記制度の趣旨にかんがみると、控訴人が被控訴人に対して通知した本件処分に伴う決定通知書に、前述のとおり非開示の理由として別紙記載のとおりの理由を掲げたのみで、本件文書が全て本件条例9条2項5号に該当する旨の理由付記をしていない以上、控訴人は、当審において、予備的に本件各文書が全て本件条例9条2項5号に該当するから、本件処分は相当である旨の主張をすることは許されないと解するのが相当である」と述べて、処分理由の追加主張を退けている⁶⁹⁾。

67) 最(3)小判1972(昭47)年12月5日・民集26巻10号1795頁、最(1)小判1974(昭49)年4月25日・民集28巻3号405頁、最(3)小判1985(昭60)年1月22日・民集39巻1号1頁など。

68) 最(1)小判1992(平4)年12月10日・判例時報1453号116頁。

69) 札幌高判1997(平9)年4月30日・判例地方自治169号26頁。

同様に、アマミノクロウサギ生息分布調査報告書の開示拒否処分の取消が求められた訴訟で、鹿児島県教育委員会が同報告書を提出したゴルフ場開発業者の著作権を理由として、非開示決定理由書に触れられていなかった新たな非開示理由を主張したことに対して、鹿児島地裁は、「非開示の理由記載制度の趣旨に照らすと、非開示決定の理由において一切触れていなかった事由を、訴訟段階において新たな非開示理由として主張すること（処分事由の追加）は、7条4項が定めた手続保障規定の趣旨を没却させるものとして許されないと解される」と判示している⁷⁰⁾。

これら諸判決は、前述した理由付記の意義に照らせば、きわめて当然かつ正当な判断と思われるが、処分理由の付記の問題と、処分理由の追加・差替えが認められるか否かの問題は直接関係ではなく、行政庁が処分理由を差替え、追加することが当然に認められないわけではないとの主張もなされ⁷¹⁾、一般論としては、処分の同一性が失われるような場合には理由の差替えは認められないものと解されるが、最高裁判所の判例にも、法人税の更正処分の取消訴訟における理由の差替えを認めたものがある⁷²⁾。しかし、この判決も「本件追加主張の提出を許しても、右更正処分を争うにつき被処分者たる上告人に格別の不利益を与えるものではないから、一般的に青色申告書による申告についての更正処分の取消訴訟において更正の理由とは異なるいかなる事實をも主張することができると解すべきかどうかはともかく、被上告人が本件追加主張を提出することは妨げないとした原審の判断は、結論において正当として是認することができる」と述べるにとどまっており、処分理由の追加主張が許されることを一般的に認めたものとは解されない。しかし、どのような要件の下であれば処分理由の追加主張が許されるかの基準はいまだ示されておらず、学説上も、「原則として理由の差替えは認められない」としつつ、「しかし、少なくとも、基礎事実の追加主張を認めざるをえない場合はある」として、個別具体的にその必

70) 鹿児島地判1997(平9)年9月27日・判例地方自治174号10頁。この判断は、控訴審でも、理由付記制度の趣旨を没却するとして、そのまま維持されている（福岡高判1999(平11)年4月16日・判例タイムズ1023号153頁、確定）。

71) 例えば、塩野宏『行政法II〔第二版〕』(1994年、有斐閣)133頁。

72) 最(3)小判1981(昭56)年7月14日・民集35巻5号901頁。

要性・合理性を検討すべきとの見解が述べられているにとどまる⁷³⁾。

しかし、他方で、情報公開条例訴訟において、処分理由の追加主張を認めた判決も複数にのぼる。その一つの事例が、東久留米市公文書公開条例に基づき児童指導要録の記載の開示が求められた際、教育長が個人情報の適用除外を定めた同条例9条1項2号に該当すると判断して、その旨の理由を記載した非公開決定通知を行ったが、後に訴訟に至った段階で、同条1項4号エの事務事業情報にも該当するとの追加主張がなされ、それが容認されたものである。この事件で、東京地裁は、「本件処分においては、本件指導要録における個別具体的記載内容ではなく、一定の様式に従って記載される指導要録一般の記載事項を念頭においていた上、これが公開されることにより生ずる弊害を考慮して公開の是非が判断されたことがうかがわれ、本訴における処分理由の追加主張も本件処分当時に全く問題としていなかったような記載部分や本件指導要録の個別具体的記載に着目するなどして異なる基礎事実を前提として理由を追加したというものではなく、むしろ、同一の基礎事実を前提とした上、本件処分に当って附記した本件条例9条1項2号に規定する公開による弊害が、同項4号エに規定する弊害をも生ぜしめるであろうことを考慮して、非公開理由の適条の追加がなされたものとみ得ることからすれば、右のような処分理由の追加をしたとしても、直ちに本件条例が理由の附記を求めた趣旨を没却するものとはいえないというべきである」とし、また、「本訴における処分理由の追加主張を認めたとしても、原告に格別の不利益を与えるものとはいえないと解すべきであり、被告らは、本件非公開部分の非公開理由につき、本件条例9条1項4号エに該当することを追加主張することが許されるというべきである」と判示し⁷⁴⁾、控訴審もこれを支持している⁷⁵⁾。ほかにも、処分理由の追加主張を認めた判決があ

73) 交告尚史「理由付記と理由の差替え」兼子仁=磯部力編『手続的行政法学の理論』（1995年、勁草書房）181頁以下参照。

74) 東京地判1994（平6）年1月31日・判時1523号58頁。ほぼ同種の事案に属する浦和地判1997（平9）年8月18日・行裁例集48巻7＝8号562頁も、積極判断をしている。

75) 東京高判1994（平6）年10月13日・未登載。

る⁷⁶⁾。

ただ、このようなケースで処分理由の追加主張を一切認めないとした場合、裁判所により処分が取り消された後に、異なる理由で再度拒否処分ができるか否かという問題が残る。そのような論点に関わる事例として、びわこ空港整備事務所の折衝費支出文書の開示が求められた訴訟があり、原告の請求を認容し、非開示決定の取消を命じた判決⁷⁷⁾が確定した後、実施機関が同じ文書について異なる非開示事由を発動して再び非開示決定を行い、その再決定の無効確認訴訟が提起されたものである。かかる事案につき、一审では再決定無効の判決が下されたが⁷⁸⁾、控訴審は、裁判所により処分取消が命じられた処分理由とは別の理由により同一の結果をもたらす処分をしたとしても行政事件訴訟法33条の取消判決の拘束力に反しない旨を判示して、原判決取消、地裁への差戻しを命じ、最高裁もそれを支持して、地裁で差戻審係属中である⁷⁹⁾。

しかし、もし情報公開制度の運用に際して処分理由の追加・差替えが無限定に認められるとするならば、実施機関の側は次々に新しい理由を持ち出すことによって非開示の措置を継続することが可能となり、実施機関の恣意を抑制し、請求者に不服申立ての便宜を図るという理由付記制度の意義ないし趣旨が没却されてしまうだけではなく、情報の原則公開を目的とした制度自体が無意味に帰することになりかねない。したがって、「知る権利」と「説明責任」の原理に基づきすべての情報の原則公開を定める情報公開制度の下では、人権保障と民主主義という情報公開制度の理念に基づいて、行政処分における理由の追

76) 熊本県の漁協補助金申請書に関する福岡高判1994（平6）年5月23日・判例地方自治129号19頁、北海道の議員の振替払込先金融機関情報に関する札幌地判1998（平10）年4月21日・未登載、北海道の出張旅費不正受給調査資料の開示請求に関する札幌地判1999（平11）年2月26日・判例地方自治192号49頁。

77) 大津地判1996（平8）年5月13日・判例タイムズ923号107頁。

78) 大津地判1997（平9）年6月2日・判例地方自治173号27頁。

79) 大阪高判1998（平10）年6月30日・判例時報1672号51頁、最（3）小判1998（平10）年12月8日・未登載。その後、差戻後の地裁で、再決定無効確認請求は棄却、しかし、一部非公開処分の取消請求は認容するという判決が出ている（大津地判2000（平12）年4月10日・未登載）。

加・差替えの問題と理由付記制度の趣旨とを、より高い次元で関係づけていくことが求められているといえる。これまで、判例・学説は、両者を別の問題として切り離して論じてきており、本件ではそのこと自体が改めて問われたものといえるが、本件最高裁判決は、依然として両者を別問題として処理している。そこに大きな問題がある。

情報公開条例訴訟を通して最高裁が「試されつつある」と指摘され⁸⁰⁾、あるいはまた、情報公開訴訟においても最高裁が「壁」となりつつあると指摘されるが⁸¹⁾、最高裁においてこそ、行政処分における理由の追加・差替えの問題と理由付記制度の趣旨とをより高い次元で関係づける法理論が構築されるべきであった。もっとも、最高裁判決も、理由付記制度が「一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はない」とみるのが相当」と述べるにとどまっており、いかなる場合にも無制限に処分理由の追加主張ができるここまで認めているわけではない。これまで追加主張を認めた事案においても「上告人（原告）に格別の不利益を与えるものではない」ことが留保されてきているのであって⁸²⁾、決して無限定に認めてきたわけではない。その点を考慮すれば、処分理由の追加・差替えは原則的には認められず、取消を命じた場合に、別の理由で同じ結果をもたらす処分が行われる可能性が高く、紛争の一回的（一挙的）解決が望まれる場合で、しかも原告に不利益を及ぼさない場合に限り、例外的に許されると考えるべきである。その意味で、「この点に関する判例は必ずしも統一されているとはいえないが、不開示の理由追加を認める判例も留保を付けており、同一の基礎事実を前提としており、原告が防御するうえで実質的な不利益はない場合に限って理由追加を肯定する立場をとっているといえる。理由附記が名あて人に不服申立ての便宜を

80) 三宅弘「情報公開条例訴訟の分析——試される最高裁」法律時報71巻6号19頁。

81) 井上善雄「情報公開訴訟・住民訴訟にみる最高裁の『光と影』」法と民主主義343号31頁。

82) 前掲の最(3)小判1981（昭56）年7月14日、東京地判1994（平6）年1月31日、浦和地判1997（平9）年8月18日などを参照。

与えることも目的とすることに照らせば、原告の不服申立てにおける主張立証を困難にするかたちでの理由追加には慎重であるべきであり、判例がこの点を斟酌していることは首肯しうる」⁸³⁾との指摘を正当とすべきである。

83) 宇賀克也「情報公開訴訟における法律問題」園部逸夫先生古稀記念『憲法裁判と行政訴訟』（1999年、有斐閣）664—666頁。

主な情報公開条例訴訟の動き一覧

1999.12.31現在 (右崎正博)

事件番号	自治体・実施機関（被告） 開示請求対象文書 非公開理由または争点	一審判決年月日 判決内容 掲載判例集	控訴審判決年月日 判決内容 掲載判例集	上告審判決年月日 判決内容 掲載判例集	備考
1	埼玉県・公文書センター所長 都市計画地方審議会議事録 法令秘・行政運営情報	a 浦和地判 昭59.6.11 請求認容 行集35・6・699			一審で確定
2	神奈川県・知事 建築確認申請書添付図面 個人・法人情報	a 横浜地判 昭59.7.25 訴え却下 判時1132・113	b 東京高判 昭59.12.20 破棄差戻 行集35・12・2288		地裁へ差戻
	上記事件の差戻審	c 横浜地判 平1.5.23 請求棄却 行集40・5・480	d 東京高判 平3.5.31 控訴棄却 行集42・5・959		差戻後二審で確定
3	長野県・知事 精神衛生法上の同意入院届 個人情報 (本人情報)	a 長野地判 昭62.10.22 請求棄却 行集38・10・1423			一審で確定
4	東京都・知事 環境影響評価審議会審議資料 合議制機関情報	a 東京地判 昭63.2.23 一部認容 行集39・1=2・78	b 東京高判 平2.9.13 控訴棄却 行集41・9・1433		二審で確定
5	大阪府・知事 交際費支出関係書類 個人・法人・行政運営情報	a 大阪地判 平1.3.14 請求認容 判時1309・3	b 大阪高判 平2.10.31 控訴棄却 行集41・10・1765	c 最一小判 平6.1.27 破棄差戻 民集48・1・53	高裁へ差戻
	上記事件の差戻審		d 大阪高判 平8.6.25 原判決変更、一部認容 行集47・6・449	係属中	
6	東京都・知事 精神病院統計等 法人・事務事業情報	東京地裁 平1.3.27 和解、訴え取下げ			裁判外開示、取下げで和解
7	大阪府・水道事業管理者 懇談会費支出関係書類 法人・行政運営情報	a 大阪地判 平1.4.11 請求認容 判時1305・129	b 大阪高判 平2.5.17 控訴棄却 判時1355・8	c 最三小判 平6.2.8 上告棄却 民集48・2・255	確定

	那覇市・市長 自衛隊施設建築計画通知書等 公開決定処分執行停止申立	a 那覇地決 平1.10.11 申立認容 行集40·10·1374			確定、本 案訴訟へ 継続
8	上記事件の本案訴訟 (公開決定処分取消請求)	b 那覇地判 平7.3.28 訴え却下 判時1547·22	c 福岡高判 平8.9.24 控訴棄却 行集47·9·808	係 屬 中	
9	栃木県・知事 交際費支出関係書類 個人・法人・事務事業情報	a 宇都宮地判 平1.11.9 請求棄却 行集40·11 =12·1678	b 東京高判 平3.1.21 原判決変更、一 部認容 行集42·1·115	c 最一小判 平6.1.27 一部破棄差戻、 一部棄却 判時1487·48	一部高裁 へ差戻
	上記事件の差戻審		d 東京高判 平10.3.16 変更（一部のみ 認容） 判時1003·186	係 屬 中	
10	福岡県・教育委員会 県立高中退・留年者数資料 個人・行政運営情報	a 福岡地判 平2.3.14 一部認容、一部 却下 行集41·3·509	b 福岡高判 平3.4.10 控訴棄却 行集42·4·536		二審で 確定
11	埼玉県・公文書センター所長 予防接種被害認定情報 個人情報	a 浦和地判 平2.3.26 請求棄却 行集41·3·760			一審で 確定
12	栃木県・知事 私立大学の財務関係文書 公開決定処分効力停止申立	a 宇都宮地決 平2.11.2 申立認容 行集41·11 =12·1811			確定、本 案訴訟へ 継続
	上記事件の本案訴訟 (公開決定処分取消請求)	b 宇都宮地判 平6.5.25 請求棄却 行集45·5 =6·1263	c 東京高判 平9.7.15 控訴棄却 行集48·7=8·513	係 屬 中	
13	横浜市・市長 建築確認申請書・付属書類 公開決定処分執行停止申立	a 横浜地決 平3.2.22 申立却下 判例地方自治 88·12			確定、本 案訴訟は 取下げ

14	東京都・知事 警視庁提出文書 事務事業情報	a 東京地判 平3.3.1 請求棄却 行集42・3・371	b 東京高判 平3.11.27 原判決取消、請 求認容 行集42・11 =12・1806	c 最一小判 平4.12.10 上告棄却 判時1453・116	確定
15	京都府・知事 鴨川ダムサイト候補地図面 意思形成過程情報	a 京都地判 平3.3.27 請求認容 判時775・85	b 大阪高判 平5.3.23 原判決取消、請 求棄却 判時828・179	c 最二小判 平6.3.25 上告棄却 判時1512・22	確定
16	相模原市・市長 相模原補給廠建築計画通知書 国との協力関係情報	横浜地裁 平3.6.19 非公開処分変更 (公開)により 訴え取下げ			米情報自 由法で公 開・入手
17	京都府・教育委員会 府立学校教員の異動通知書 請求不受理処分取消請求	a 京都地判 平3.6.28 請求棄却 行集42・6 =7・1094			一審で 確定
18	愛知県・知事 会計検査院の実地検査結果 国等との協力関係情報	a 名古屋地判 平3.8.30 請求棄却 行集42・8 =9・1397	b 名古屋高判 平4.2.26 控訴棄却 行集43・2・260	c 最二小判 平7.6.6 上告棄却 未登載	確定
19	神戸市・市長 土地区画整理事業議会議事録 個人・合議制機関情報等	a 神戸地判 平3.10.28 請求棄却 判時1437・77			控訴後に 取下げ、 確定
20	大阪府・選挙管理委員会 政治資金報告書写しの交付 主務大臣等から明示の指示	a 大阪地判 平3.12.25 請求棄却 行集42・11 =12・2022	b 大阪高判 平4.12.18 原判決取消、請 求認容 行集43・11 =12・1526	c 最二小判 平7.2.24 原判決破棄、請 求棄却 民集49・2・517	確定
21	長野市・市長 宅地鑑定結果 個人・法令秘情報	a 長野地判 平4.2.27 請求認容 判時814・131	b 東京高判 平5.3.22 控訴棄却 高民集46・1・1		二審で 確定
22	大阪府・知事 安威川ダムサイト調査資料 調査研究情報	a 大阪地判 平4.6.25 請求棄却 判時1463・52	b 大阪高判 平6.6.29 原判決取消、請 求認容 判時890・85	c 最一小判 平7.4.27 上告棄却 未登載	確定

23	東京都・知事 交際費支出関係書類 個人・事務事業情報	a 東京地判 平4.10.15 一部認容、一部 棄却 判時1436・6	b 東京高判 平9.5.13 原判決変更、一 部認容 高民集50・2・173	係属中	
24	福島県・知事（福島県） 漁業近代化資金関係書類 法人・事務事業情報	a 福島地判 平4.10.19 訴え却下 未登載	b 仙台高判 平5.4.12 控訴棄却 未登載		二審で確定
25	徳島県・教育委員会 特殊法人の収支決算書等 法人情報	a 徳島地判 平4.11.27 請求棄却 判例地方自治 111・11			控訴後に取下げ、確定
26	岡山市・市長 建築確認申請の住民交渉記録 個人・事務事業情報	a 岡山地判 平4.12.9 一部認容、一部 棄却 未登載			一審で確定
27	熊本県・知事 漁協補助金申請書類 個人・法人・事務事業情報	a 熊本地判 平5.4.14 請求認容 判タ829・157	b 福岡高判 平6.5.23 原判決変更、一 部取消 判例地方自治 129・19		二審で確定
28	神戸市・市長 神戸空港空域情報 国等との協力関係情報	a 神戸地判 平5.6.28 請求棄却 判タ840・91	b 大阪高判 平9.6.24 控訴棄却 未登載		
29	徳島県・知事 リゾート開発計画文書 意思形成過程情報	a 徳島地判 平5.7.16 請求棄却 判タ854・108	b 高松高判 平6.5.31 控訴棄却 判タ854・105	c 最一小判 平6.12.8 上告棄却 未登載	確定
30	名古屋市・教育委員会 教務主任候補への校長所見 行政運営（人事）情報	a 名古屋地判 平5.9.13 請求棄却 判例地方自治 121・48	b 名古屋高判 平5.11.18 控訴棄却 未登載	c 最一小判 平7.2.10 上告棄却 未登載	確定
31	東久留米市・市長 児童指導要録（本人情報） 個人・事業執行情報	a 東京地判 平6.1.31 請求棄却 判時1523・58	b 東京高判 平6.10.13 控訴棄却 未登載		二審で確定
32	大阪市・市長 市下水処理場の水質測定記録 意思形成過程・行政運営情報	a 大阪地判 平6.3.1 請求棄却 未登載	b 大阪高判 平6.9.8 控訴棄却 未登載	c 最判 平7.3.23 上告棄却 未登載	確定

33	東京都・知事 私鉄立体交差事業調査書類 事務事業情報	東京地裁 平6.3.4 和解、訴え取下 げ			裁判外開 示、取下 げで和解
34	福井県・知事 土地改良事業換地計画書 個人情報	a 福井地判 平6.5.27 請求棄却 判例地方自治 138・20	b 名古屋高判 平7.1.30 控訴棄却 判々884・133		二審で 確定
35	逗子市・監査委員 監査請求の事情聴取記録 事務事業（争訟関係）情報	a 横浜地判 平6.8.8 請求認容 判例地方自治 138・23	b 東京高判 平8.7.17 控訴棄却 未登載	c 最二小判 平11.11.19 破棄差戻 判時1696・101	高裁へ 差戻
			係 属 中		
36	世田谷区・区長 交際費支払いの領収書 文書不存在	a 東京地判 平6.8.10 請求棄却 判例地方自治 134・99			一審で 確定
37	世田谷区・区長 交際費領収書破棄を理由とする損害賠償請求	a 東京地判 平6.8.10 請求棄却 判例地方自治 133・25	b 東京高判 平6.11.29 控訴棄却 判例地方自治 141・105		
38	北海道・知事 ゴルフ場建設の町長意見書 個人・法人情報	a 札幌地判 平6.10.13 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 133・12	b 札幌高判 平9.4.30 原判決変更、一 部認容 判例地方自治 169・26		上告後に 取下げ、 確定
39	東京都・知事 農業検出の健康茶の商品名 法人（消費生活）情報	a 東京地判 平6.11.15 一部認容、一部 棄却 判時1510・27			一審で 確定
40	盛岡市・市長 清掃工場プラント選定資料等 個人・意思形成過程情報	a 盛岡地判 平6.12.26 請求棄却 未登載	b 仙台高判 平8.12.27 原判決変更、一 部認容 未登載	c 最一小判 平9.9.18 上告棄却 未登載	確定

41	愛知県・知事 交際費支出関係文書 個人・行政運営情報	a 名古屋地判 平7.2.24 一部認容、一部 棄却 判タ 895・103	b 名古屋高判 平9.3.25 原判決変更、一 部認容 判タ 969・153	係属中	
42	名古屋市・市長 交際費支出関係文書 個人・行政運営情報	a 名古屋地判 平7.2.24 一部認容、一部 棄却 未登載	b 名古屋高判 平8.12.12 控訴棄却 未登載	係属中	
43	徳島市・市長 交際費支出関係文書 個人・法人・事務事業情報	a 徳島地判 平7.6.2 一部認容、一部 棄却 行集46・6 =7・631	b 高松高判 平8.3.28 控訴棄却 未登載	c 最判 平8.12.19 上告棄却 未登載	確定
44	川崎市・市長 交際費支出関係文書 個人情報（閲覧後非公開）	a 横浜地判 平7.6.14 訴え却下 判例地方自治 153・11			一審で 確定
45	川崎市・議長 交際費支出関係文書 個人情報（閲覧後非公開）	a 横浜地判 平7.6.14 訴え却下 未登載			一審で 確定
46	京都市・市長 記者懇談会支出関係文書 個人・法人・事務事業情報	a 京都地判 平7.6.30 一部認容、一部 棄却 判タ 893・113	b 大阪高判 平8.1.30 控訴棄却 未登載		二審で 確定
47	世田谷区・区長 美術品購入支出命令書等 個人・個人事業活動情報	a 東京地判 平7.7.18 請求棄却 判例地方自治 151・27			一審で 確定
48	佐世保市・議長 市議会委員会会議録 法人・協力関係情報	a 長崎地判 平7.9.26 請求棄却 判例地方自治 148・47			一審で 確定
49	栃木県・知事 ゴルフ場資金計画書 法人情報	a 宇都宮地判 平7.9.27 請求棄却 未登載	b 東京高判 平8.4.26 却下（原告不適 格） 未登載		

50	京都市・市長 弁護士報酬支出関係文書 個人事業活動・事務事業情報	a 京都地判 平7.10.13 請求棄却 判時1577・82	b 大阪高判 平8.2.27 控訴棄却 未登載	c 最二小判 平9.4.16 上告棄却 未登載	確定
51	高知県・知事 職員出勤簿 個人・事務事業情報	a 高知地判 平7.10.13 請求棄却 未登載			一審で 確定
52	京都府・知事 交際費支出関係文書 個人・行政執行情報	a 京都地判 平7.10.27 一部認容、一部 棄却 判タ904・65	b 大阪高判 平9.4.16 原判決変更、一 部認容 判タ956・172	係属中	
53	京都府・知事 涉外経費支出関係文書 法人・個人情報	a 京都地判 平7.10.27 一部認容、一部 棄却 判タ904・72			一審で 確定
54	静岡県・知事 交際費支出関係文書 個人・法人・事務事業情報	a 静岡地判 平7.11.24 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 149・9	b 東京高判 平11.12.9 原判決変更、一 部認容 未登載	係属中	
55	兵庫県・知事 診療報酬明細書（本人情報） 個人情報	a 神戸地判 平7.11.27 請求棄却 行集46・10 =11・1033	b 大阪高判 平8.9.27 原判決取消、請 求認容 行集47・9・957	係属中	
56	稲城市・市長 出資法人委託事業関係文書 不存在	a 東京地判 平7.12.7 請求棄却 判例地方自治 152・106			一審で 確定
57	京都市・市長 議員出張旅費支出関係文書 事務事業（信頼関係）情報	a 京都地判 平7.12.22 請求認容 判タ910・90	b 大阪高判 平8.6.18 控訴棄却 判タ918・119	c 最三小判 平11.4.13 上告棄却 未登載	確定
58	明石市・市長 別居妻の生活保護関係情報 個人情報（請求権者以外）	a 神戸地判 平7.12.25 訴え却下 判例地方自治 150・80			

59	横浜市・市長 国際競技場環境調査報告書 調査研究・協力関係情報	a 横浜地判 平8.1.31 一部却下、一部 棄却 判例地方自治 152・23			一審で 確定
60	稻城市・市長 私立小学校建設工事代金支払 書類 法人事業情報	a 東京地判 平8.2.29 請求棄却 未登載			一審で 確定
61	滋賀県・知事 空港整備事務所折衝費文書 事務事業（信頼関係）情報	a 大津地判 平8.5.13 請求認容 判タ923・107			一審で 確定
62	品川区・区長 体罰事件報告書等（本人情報） 個人・行政執行情報	a 東京地判 平8.5.23 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 169・37	b 東京高判 平9.3.12 控訴棄却 高民集50・1・85		二審で 確定
63	東京都・知事 総務局等会議費支出関係文書 個人・法人・意思形成情報	a 東京地判 平8.6.20 請求認容（一部 除） 判例地方自治 171・26	b 東京高判 平9.2.27 控訴棄却 判時1602・48		二審で 確定
64	秋田県・知事 決定後の公開遅延のため公開 義務の履行請求	a 秋田地判 平8.7.8 認容（公開を命 令） 未登載			一審で 確定
65	宮城県・知事 財務課食糧費支出関係文書 個人・法人・事務事業情報	a 仙台地判 平8.7.29 請求認容 判時1575・31			一審で 確定
66	東京都・知事 知事室食糧費支出関係文書 個人・犯罪予防等情報	a 東京地判 平8.8.29 請求認容（一部 除） 判例地方自治 171・36			控訴後に 取下げ、 確定
67	名古屋市・市長 教育実績報告（校長所見欄） 行政運営（人事）情報	a 名古屋地判 平8.8.30 請求棄却 未登載			一審で 確定

68	東京都・知事 核燃料物質輸送関係文書 公共の安全・信頼関係等情報	a 東京地判 平8.9.12 請求棄却 未登載			一審で 確定
69	岡山市・市長 買収用地の鑑定評価額 個人情報	a 岡山地判 平8.10.2 請求棄却 未登載	b 広島高判 平10.2.26 控訴棄却 未登載		二審で 確定
70	秋田県・知事 開発許可申請書添付の水利権 者同意書 個人情報	a 秋田地判 平8.12.20 請求棄却 判例地方自治 172・13	b 仙台高判 平9.12.17 原判決取消、請 求認容 判時1642・89		二審で 確定
71	大田区・教育長 児童指導要録（本人情報） 個人・行政執行情報	a 東京地判 平9.1.17 一部認容、一部 棄却 未登載	b 東京高判 平10.10.27 一部取消、請求 棄却 未登載	係属中	
72	京都市・市長 ゴルフ場調停事件の調停記録 事務事業情報	a 京都地判 平9.1.17 訴え却下（期間 超過） 未登載			一審で 確定
73	宮崎県・知事 第三セクター人事・決算資料 個人・法人情報	a 宮崎地判 平9.1.27 一部認容、一部 棄却 判時1628・12	b 福岡高判 平9.12.19 一部認容、一部 訴え却下 未登載	係属中	
74	東京都・知事 財務局起案書・情報室超勤簿 個人・意思形成過程情報 ・	a 東京地判 平9.2.4 請求認容（一部 除外） 行集48・1=2・31	b 東京高判 平10.3.25 控訴棄却 判時1668・44	c 最二小判 平11.6.11 上告棄却 未登載	確定
75	埼玉県・公文書センター所長 食糧費支出関係文書 個人・法人・行政執行情報	a 浦和地判 平9.2.17 一部認容、一部 棄却 判時1596・45			一審で 確定
76	横浜市・市長 首都高速道の環境調査報告書 意思形成過程情報	a 横浜地判 平9.2.17 訴え却下 未登載	係属中		
77	宮城県・知事 使用済核燃料の輸送情報 信頼関係情報等（含国賠）	a 仙台地判 平9.2.27 一部却下、一部 棄却 判時961・131	係属中		

78	大阪市・市長 財務課食糧費支出関係文書 個人・法人・事務事業情報	a 大阪地判 平9.3.25 一部認容、一部 棄却 行集48・3・219	b 大阪高判 平10.6.17 控訴棄却 判時1669・35	係属中	
79	愛知県・代表監査委員 他自治体からの来庁依頼書 個人・協力関係情報	a 名古屋地判 平9.3.26 請求認容 未登載	b 名古屋高判 平9.11.28 控訴棄却 判タ988・166	係属中	
80	愛知県・代表監査委員 職員出張旅費支出関係文書 個人情報	a 名古屋地判 平9.3.26 請求認容（一部 除） 未登載	b 名古屋高判 平10.7.29 控訴棄却 未登載	係属中	
81	秋田県・知事 決定後の公開遅延を理由とする損害賠償請求	a 秋田地判 平9.3.27 請求（慰謝料） 認容 判例地方自治 168・50			一審で 確定
82	大阪府・知事 優良技能者表彰調書 個人情報	a 大阪地判 平9.4.25 請求棄却 未登載	b 大阪高判 平9.12.24 控訴棄却 未登載	係属中	
83	滋賀県・知事 上記61事件判決後の知事の非 公開再決定の無効確認請求	a 大津地判 平9.6.2 認容（再決定無 効） 判例地方自治 173・27	b 大阪高判 平10.6.30 原判取消、差 戻 判時1672・51	c 最三小判 平10.12.8 上告棄却 未登載	地裁へ 差戻
84	三重県・知事 産業廃棄物施設事業関連情報 法人情報	a 津地判 平9.6.19 請求認容（一部 除） 未登載			一審で 確定
85	埼玉県・知事（公文書センタ ー長） ゴルフ場開発許可申請書類等 個人・法人情報	a 浦和地判 平9.7.14 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 171・10	b 東京高判 平10.6.29 控訴棄却 判タ1006・153	c 最判 平11.2.9 上告棄却 未登載	確定

86	横浜市・市長 下水道工事入札関係文書（予定価格） 事務事業情報	a 横浜地判 平9.7.16 請求棄却 判タ969-171	b 東京高判 平11.3.31 原判決取消、請求認容 判時1678-66	係属中	
87	千葉県・教育委員会 県立高校長の出張記録 個人情報	a 千葉地判 平9.8.6 請求認容（一部除） 判タ959-162	b 東京高判 平10.3.12 控訴棄却 判例地方自治 190-74	係属中	
88	埼玉県・県政情報センター長 子供の高校入学志願者調査書 個人・行政執行情報	a 浦和地判 平9.8.18 請求棄却 行集48-7 =8-562	東京高裁 平11.3.24 和解、控訴取下げ		全面開示 取下げで 和解
89	東京都・監査委員 会議・懇談会費支出関係文書 個人情報	a 東京地判 平9.9.25 請求棄却 判時1630-44	b 東京高判 平10.3.30 控訴棄却 未登載	c 最判 平11.2.14 上告棄却 未登載	確定
90	鹿児島県・知事 食糧費支出関係文書 個人・法人・行政運営情報	a 鹿児島地判 平9.9.29 請求認容（一部除） 判例地方自治 173-9	b 福岡高判 平11.6.18 控訴棄却 未登載	係属中	
91	鹿児島県・知事 アマミノクロウサギ生息分布 調査報告書 法人・意思形成過程・行政運営情報	a 鹿児島地判 平9.9.29 請求認容、一部却下 判例地方自治 174-10	b 福岡高判 平11.4.16 控訴棄却 判タ1023-153		二審で 確定
92	長崎県・知事 ゴルフ場開発計画図面 法人情報	a 長崎地判 平9.9.30 請求棄却 判例地方自治 173-31			一審で 確定
93	静岡県・知事 手数料免除不適用処分の取消 請求	a 静岡地判 平9.10.3 請求棄却（一部訴え却下） 未登載			
94	京都市・市長 総務局主催協議会文書 個人・協力関係・事業情報	a 京都地判 平9.10.17 請求認容 判例地方自治 177-20	係属中		

95	大阪市・市長 弁護士報酬額算定関係文書 個人事業活動・事務事業情報	a 大阪地判 平9.10.22 請求認容 判タ968・142	b 大阪高判 平10.9.18 控訴棄却 判例地方自治 189・105	係属中	
96	鹿児島県・知事 食糧費支出関係文書 個人・法人・行政運営情報	a 鹿児島地判 平9.10.26 請求認容（一部 除） 未登載	b 福岡高判 平11.6.18 控訴棄却 未登載	係属中	
97	愛知県・教育委員会 校長・教頭の処分関係文書 事務事業（人事）情報	a 名古屋地判 平9.11.26 請求棄却 未登載	b 名古屋高判 平10.9.22 控訴棄却 未登載	c 最三小判 平11.6.15 上告棄却 未登載	確定
98	兵庫県・知事 県立高保護者会の議事録等開 示拒否に対する損害賠償請求	a 神戸地判 平9.12.8 請求棄却 判時1653・138	係属中		
99	仙台市・市長 都市景観大賞選考資料 個人・法人・事務事業情報	a 仙台地判 平9.12.16 一部認容、一部 棄却 未登載	b 仙台高判 平10.9.17 控訴棄却 未登載	係属中	
100	仙台市・市長 国鉄跡地開発計画応募提案書 法人・信頼関係情報	a 仙台地判 平9.12.25 請求認容 判時1671・55			一審で 確定
101	東京都・知事ほか 知事室等の会議費起案文書 個人情報（一部開示後廃棄）	a 東京地判 平9.12.26 訴え却下（不存 在） 判時1636・41			一審で 確定
102	大阪府島本町・町長 適用除外不該当情報の非公開 を理由とする損害賠償請求	a 大阪地判 平9.12.26 一部認容、一部 棄却 判時1653・128			一審で 確定
103	奈良県・知事 コピー機契約関係文書 法人・行政（犯罪予防）情報	a 奈良地判 平10.1.26 一部認容、一部 棄却 判時1665・52	b 大阪高判 平10.11.11 控訴棄却 判タ1001・88		二審で 確定

104	東京都・知事 都議の視察費支出関係文書 行政執行（信頼関係）情報	a 東京地判 平10.1.27 請求認容 判時1659-53	b 東京高判 平10.6.29 控訴棄却 判タ1004-111	c 最三小判 平11.4.13 上告不受理 未登載	確定
105	鹿児島県・知事・監査委員 食糧費支出関係文書 個人・法人・行政運営情報	a 鹿児島地判 平10.2.6 請求認容（一部 除） 未登載	b 福岡高判 平11.9.7 控訴棄却 未登載		
106	富山県・監査委員 監査事務局職員出勤簿 個人情報、部分開示の可否	a 富山地判 平10.2.18 一部認容、一部 棄却 判時1673-73	b 名古屋高判 平10.12.16 控訴棄却 未登載	係属中	
107	奈良県・知事 東京事務所食糧費関係文書 法人情報（銀行名・印影等）	a 奈良地判 平10.3.4 請求認容 判例地方自治 186-20	b 大阪高判 平11.1.21 原判決取消、請 求棄却 判例地方自治 192-45	係属中	
108	大阪府・知事 関西空港入札関係文書（予定 価格） 事務事業情報	a 大阪地判 平10.3.12 請求認容 判時1664-50	b 大阪高判 平10.10.28 原判決取消、請 求棄却 判例地方自治 192-39	係属中	
109	東京都・知事 清掃工場用地売買契約等文書 事業執行情報（理由付記）	a 東京地判 平10.3.17 請求棄却 判例地方自治 181-19	b 東京高判 平10.12.21 控訴棄却 未登載		二審で 確定
110	横浜市・教育委員会 市立養護学校教諭の出勤簿等 個人情報	a 横浜地判 平10.3.18 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 179-60			一審で 確定
111	群馬県・知事 ゴルフ場環境影響評価書 開示方法（写しの交付請求）	a 前橋地判 平10.3.24 請求棄却 判時1660-56	b 東京高判 平11.11.18 控訴棄却 未登載		
112	佐賀県・知事 東京事務所等食糧費関係文書 個人・法人情報	a 佐賀地判 平10.3.27 請求認容（一部 除） 未登載	b 福岡高判 平11.6.4 控訴棄却（一部 変更） 未登載	係属中	

113	東京都・知事 衛生管理者・産業医選任報告 該当外につき不存在	a 東京地判 平10.3.31 請求棄却 判タ1006・157	b 東京高判 平10.11.25 控訴棄却 未登載		二審で確定
114	高知県・教育委員会 教員採用試験の問題と解答 事務事業情報	a 高知地判 平10.3.31 請求棄却 判時1677・41	b 高松高判 平10.12.24 原判決取消、請 求認容 判タ1007・264	係属中	
115	宮城県・知事 警察・議会等支出関係文書 実施機関以外の保管文書	a 仙台地判 平10.4.14 請求棄却（一部 除） 判時1645・55		係属中	
116	北海道・知事 議員の振替払先金融機関情報 信頼関係・個人情報	a 札幌地判 平10.4.21 一部却下、一部 棄却 未登載			一審で確定
117	愛知県・知事 三好インター・チェンジ建設基 本協定 協力関係情報	a 名古屋地判 平10.5.27 訴え却下 未登載			被告が証 拠提出、 確定
118	京都市・市長 農業所得標準の算定根拠資料 事務事業情報	a 京都地判 平10.6.5 請求認容（一部 除） 判タ1016・104	b 大阪高判 平11.2.17 控訴棄却、一部 変更 未登載		二審で確定
119	三重県・知事 公共工事入札関係文書（予定 価格） 事務事業情報	a 津地判 平10.6.11 請求認容 判時1679・27			一審で確定
120	福井県・知事 福井空港周辺整備基金の事業 計画文書等 事務事業情報	a 福井地判 平10.6.17 訴え却下 未登載		係属中	
121	渋谷区・区長 懇談会出席区議氏名・経費等 個人情報	a 東京地判 平10.6.25 請求認容 判例地方自治 187・14	b 東京高判 平10.12.25 控訴棄却 判例地方自治 193・40	係属中	
122	世田谷区・区長 街づくり調査委員会議事録 個人・事務事業情報	a 東京地判 平10.6.26 請求棄却 未登載		係属中	

123	筑後市・市長 振込給与の金融機関別内訳 法人・事務事業情報	a 福岡地判 平10.6.26 請求棄却 未登載			一審で 確定
124	京都府・知事、京都市・市長 府議・市議海外視察支出文書 信頼関係情報	a 京都地判 平10.7.1 請求認容（一部 除） 未登載	b 大阪高判 平10.11.18 控訴棄却 未登載	係属中	
125	東京都・知事 都議・職員出張費等支出文書 協力関係情報	a 東京地判 平10.7.8 請求認容 判例地方自治 184号19頁	b 東京高判 平11.2.25 控訴棄却 未登載		上告後に 取下げ、 確定
126	東京都・監査委員 監査事務局会議費支出文書 犯罪捜査情報（後に取消）	a 東京地判 平10.7.16 訴え却下 未登載			一審で 確定
127	群馬県・監査委員 監査計画・監査復命書等 事務事業情報	a 前橋地判 平10.7.22 一部認容、一部 棄却 未登載			
128	熊本県・知事 土木部懇談会費等支出文書 個人・信頼関係情報	a 熊本地判 平10.7.30 請求認容（一部 除） 判例地方自治 185・42	b 福岡高判 平11.4.30 控訴棄却 未登載	係属中	
129	新潟県・知事 東京事務所食糧費等支出文書 個人情報	a 新潟地判 平10.8.7 請求棄却（一部 除） 未登載	b 東京高判 平11.4.28 原判決変更、請 求認容 未登載	係属中	
130	奈良県・知事 環境課食糧費支出文書 個人・信頼関係情報	a 奈良地判 平10.8.19 請求認容 判例地方自治 187・18			一審で 確定
131	広島県・知事 東京事務所食糧費支出文書 個人情報	a 広島地判 平10.8.25 請求棄却 未登載	b 広島高判 平11.10.6 原判決変更、一 部認容 未登載	係属中	

132	ひたちなか市・市長行政診断結果報告書 法人・行政運営情報	a 水戸地判 平10.9.30 訴え却下 未登載			一審で確定
133	秋田県・知事 東京事務所等食糧費支出文書 個人・法人情報	a 秋田地判 平10.10.9 一部認容、一部 棄却 未登載	係属中		
134	秋田県・知事 一般需要費支出命令書 法人・事務事業情報	a 秋田地判 平10.10.9 一部認容、一部 棄却 未登載	係属中		
135	秋田県・知事 報償費等支出関係文書 個人・法人・事務事業情報	a 秋田地判 平10.10.9 一部認容、一部 棄却 未登載	係属中		
136	香川県・知事 林地開発許可の隣接同意書 個人・事務事業情報	a 高松地判 平10.10.13 請求棄却 未登載	b 高松高判 平11.2.26 控訴棄却 未登載		二審で確定
137	兵庫県・知事 消費生活相談カード 法人情報	a 神戸地判 平10.10.21 請求棄却 判例地方自治 190・26			一審で確定
138	横浜市・水道事業管理者 水道メーター入札予定価格調 書 事務事業情報	a 横浜地判 平10.10.26 請求認容 未登載			一審で確定
139	横浜市・市長 火災報告 個人情報(含国家賠償請求)	a 横浜地判 平10.10.28 請求棄却 未登載	b 東京高判 平11.11.17 控訴棄却 未登載		
140	鹿児島県・知事 文化財保護審議会会議録 意思形成・合議制機関等情報	a 鹿児島地判 平10.10.30 請求棄却 判例地方自治 185・34			一審で確定
141	東京都・水道局長 職員懲戒処分関係文書 個人・事務事業(身分)情報	a 東京地判 平10.11.12 請求棄却 判タ1003・171	係属中		

142	宮崎県・知事 第三セクター株主総会資料 個人・法人情報	a 宮崎地判 平10.11.13 請求認容（一部 除） 判タ1023・143	係 屬 中		
143	長崎県・知事 懲戒処分不服申立関係文書 個人・審議検討情報	a 長崎地判 平10.11.18 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 186・26	係 屬 中		
144	京都市・市長 市長就任挨拶状送付先名簿 個人情報	a 京都地判 平10.11.18 請求認容（一部 除） 未登載			一審で 確定
145	埼玉県・県政情報センター長 県主催イベントの講師出演料 支出文書 個人情報	a 浦和地判 平10.11.30 請求棄却 判例地方自治 191・17			
146	清瀬市・市長 駅南地区再開発事業関係文書 廃棄による不存在	a 東京地判 平10.12.10 請求棄却 判例地方自治 190・36	係 屬 中		
147	愛知県・知事 財務課タクシー使用済みチケ ット請求不受理処分取消請求	a 名古屋地判 平10.12.21 不受理取消、請 求棄却 未登載	係 屬 中		
148	埼玉県・知事 知事交際費支出関係文書 個人・事務事業情報	a 浦和地判 平10.12.21 請求棄却 未登載			
149	横浜市・市長 土地区画整理事業基本計画案 審議・検討・事務事業情報	a 横浜地判 平10.12.25 一部却下、一部 棄却 未登載	b 東京高判 平11.9.22 控訴棄却 未登載		二審で 確定
150	茨城県・知事 知事交際費支出関係文書 個人情報	a 水戸地判 平10.12.25 請求棄却 未登載	係 屬 中		

151	埼玉県・教育委員会 高校入試の採点一覧表等 行政運営情報（含国賠）	a 浦和地判 平11.1.25 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 189-68			一審で 確定
152	横浜市・市長 土地開発公社資産明細表等 個人・法人・事務事業情報	a 横浜地判 平11.1.25 一部認容、一部 却下 判例地方自治 189-93	b 東京高判 平11.9.13 控訴棄却 未登載		二審で 確定
153	横浜市・市長 市立養護学校教員旅行命令簿 個人情報	a 横浜地判 平11.1.25 請求棄却 未登載			一審で 確定
154	東京都・知事 レッカ移動手数料等算定資 料 事務事業情報	a 東京地判 平11.1.28 一部認容、一部 却下 判例地方自治 190-12	係 屬 中		
155	品川区・総務部長はか 体罰事件報告書 個人情報	a 東京地判 平11.1.28 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 193-43			一審で 確定
156	静岡県・知事 懇談会費支出関係文書 個人情報	a 静岡地判 平11.1.28 請求認容（一部 除） 未登載	係 屬 中		
157	徳島県・知事 県議会食糧費等支出関係文書 対象外不受理処分の取消請求	a 徳島地判 平11.1.29 請求棄却 未登載	b 高松高判 平11.9.28 原判決取消、認 容 未登載	係 屬 中	
158	鹿児島県・知事 食糧費支出命令簿等 個人・法人・事務事業情報	a 鹿児島地判 平11.1.29 請求認容（一部 除） 未登載	係 屬 中		
159	船橋市・市長 不動産鑑定評価書 個人・法令秘情報	a 千葉地判 平11.1.29 請求棄却 未登載	係 屬 中		

160	京都市・市長 懇談会費支出関係文書 個人情報	a 京都地判 平11.1.30 請求認容 未登載			
161	鳥取県・知事 県際海外視察旅費支出文書等 個人・法人情報、対象文書性	a 鳥取地判 平11.2.9 請求認容 判例地方自治 190-42	係 屬 中		
162	京都市・教育委員会ほか 飲食費支出関係文書 個人・信頼関係情報	a 京都地判 平11.2.16 請求認容 未登載			
163	三重県・知事 議会・警察食糧費等支出文書 公文書対象性、返戻取消請求	a 津地判 平11.2.18 請求棄却 判タ1011-140	b 名古屋高判 平11.10.28 控訴棄却 未登載	係 屬 中	
164	滋賀県・知事 びわこ空港予定地周辺対策事業文書 事務事業情報	a 大津地判 平11.2.22 請求棄却 未登載	係 屬 中		
165	北海道・知事 出張旅費不正受給調査資料 社会的地位保護情報(追加)	a 札幌地判 平11.2.26 請求棄却 判例地方自治 192-49	係 屬 中		
166	千葉県・代表監査委員 監査事務局タクシー使用料記録 個人・事務事業情報	a 千葉地判 平11.3.3 請求認容 未登載	係 屬 中		
167	横浜市・市長(国) 大学入試センター・二次試験得点 協力関係・事務事業情報(国賠)	a 横浜地判 平11.3.8 請求棄却 未登載	係 屬 中		
168	山形県・知事 建設事務所旅費請求書 要綱による開示拒否の处分性	a 山形地判 平11.3.9 訴え却下 未登載			
169	福岡県・知事 旅費問題調査資料・調査結果 文書不存在(裏帳簿)	a 福岡地判 平11.3.18 一部認容、一部棄却 未登載	係 屬 中		

170	香川県・知事 土木監理課食糧費支出文書 個人・信頼関係情報	a 高松地判 平11.3.23 請求認容（一部 除） 未登載	係 屬 中		
171	福井県・知事 福井空港建設事務所食糧費支 出文書 個人・事務事業情報	a 福井地判 平11.3.24 一部認容、一部 棄却 未登載	b 名古屋高判 平11.10.20 控訴棄却 未登載	係 屬 中	
172	秋田県・知事 公文書隠し、偽造文書開示を 理由とする損害賠償請求	a 秋田地判 平11.3.26 請求認容（一部） 未登載	係 屬 中		
173	東京都・知事 警視庁総務部出張費支出文書 事務事業（犯罪予防等）情報	a 東京地判 平11.3.30 一部認容、一部 棄却 判例地方自治 194-73	b 東京高判 平11.11.30 控訴棄却 未登載		
174	福岡県・知事 議会・警察食糧費等支出文書 公文書対象性	a 福岡地判 平11.4.26 請求認容 判タ1001-130	係 屬 中		
175	港区・区長 食糧費等支出不正調査資料 行政執行情報	a 東京地判 平11.5.26 請求認容 未登載			一審で 確定
176	奈良県・知事 弁護士報酬支出命令書 個人事業活動・事務事業情報	a 奈良地判 平11.5.26 請求認容 未登載	b 大阪高判 平11.11.18 控訴棄却 未登載		二審で 確定
177	大分県・知事 教育委員の住民監査請求文書 個人・事務事業情報（含国賠）	a 大分地判 平11.5.31 一部認容、一部 棄却 判タ1017-116	係 屬 中		
178	千葉県・知事 知事室食糧費支出関係文書 意思決定過程情報	a 千葉地判 平11.7.26 請求認容 未登載	係 屬 中		

179	岩手県・知事 東京事務所食糧費支出文書 個人・法人・事務事業情報	a 盛岡地判 平11.7.30 請求認容（一部 除） 未登載	係 屬 中		
180	静岡県・知事 東京事務所食糧費支出文書 個人・信頼関係情報	a 静岡地判 平11.8.6 請求棄却 未登載	係 屬 中		
181	島根県・知事 公開審査会と懇談会支出文書 個人・法人・行政運営情報	a 松江地判 平11.9.22 一部認容、一部 棄却 未登載			
182	高知県・知事 報償金（錢別金）支出文書 個人・事務事業情報	a 高知地判 平11.9.28 請求認容 未登載			
183	愛知県・知事 万博懇談会出席者等の資料 個人・事務事業情報	a 名古屋地判 平11.10.1 一部認容、一部 棄却 未登載			
184	島根県・教育委員会 体罰事故報告書等 個人情報	a 松江地判 平11.10.6 請求認容 未登載			
185	福井県・知事 福井空港事務所出勤簿 個人情報	a 福井地判 平11.10.13 一部認容、一部 棄却 未登載			
186	渋谷区・区長ほか 文書保存期間短縮による不存 在を理由とする損害賠償請求	a 東京地判 平11.10.13 請求棄却 未登載			
187	石川県・知事 県警の懇談会費支出文書 公開決定延期処分取消（含国 賠）	a 金沢地判 平11.10.15 請求認容（国賠 は棄却） 未登載			一審で 確定
188	新潟県・知事 出張旅費不正支出調査資料 個人・法人・犯罪予防情報等	a 新潟地判 平11.10.18 請求棄却 未登載	係 屬 中		

189	新潟県・知事 職員超過勤務命令簿等 個人情報	a 新潟地判 平11.10.18 一部認容（一部 除） 未登載	係 屬 中		
190	滋賀県・知事 県警総務課懇談会費支出文書 公共安全・犯罪予防情報	a 大津地判 平11.10.18 一部認容、一部 棄却 未登載			
191	静岡県・監査委員 事務局出張旅費等支出文書 個人情報	a 静岡地判 平11.10.22 請求棄却（一部 除） 未登載			
192	山梨県・知事 公費不正支出調査結果資料 個人・事務事業情報	a 甲府地判 平11.12.7 請求認容 未登載	係 屬 中		
193	栃木県・知事 弁護士報酬支出関係文書 個人事業活動・事務事業情報	a 宇都宮地判 平11.12.9 請求認容 未登載			
194	京都府・知事 精神病院別施設・職員等情報 法人・信頼関係情報	a 京都地判 平11.12.17 請求認容 未登載			
195	千葉県・代表監査委員 食料費（懇談会費）支出文書 原本閲覧禁止処分の取消請求	a 千葉地判 平11.12.20 請求棄却 未登載			
196	大東市・市長 職員採用試験筆記・面接問題 法人・事務事業情報	a 大阪地判 平11.12.22 一部認容、一部 棄却 未登載			